

平成26年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成26年9月5日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月5日午前9時8分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 参 事 住 民 生 活 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 今 村 雅 勇 植 田 充 彦 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 上 田 武 司 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 橋 本 雅 至 北 樋 口 政 弘 岡 田 守 男 村 社 仁 史 松 村 嘉 容
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 1 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て （ 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て ）	

町長提出議案
の題目

- | | |
|-----------|---|
| 報告第 2 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(住宅新築資金貸付金等の弁済にかかる調停申立てについて) |
| 議案第 3 1 号 | 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について |
| 議案第 3 2 号 | 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定について |
| 議案第 3 3 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について |
| 議案第 3 4 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 3 5 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 3 6 号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について |
| 議案第 3 7 号 | 平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 3 8 号 | 平成 2 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 3 号) について |
| 議案第 3 9 号 | 平成 2 6 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 0 号 | 平成 2 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 1 号 | 平成 2 6 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 2 号 | 平群町道路線の廃止について |
| 議案第 4 3 号 | 平群町道路線の認定について |
| 認定第 1 号 | 平成 2 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2 号 | 平成 2 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3 号 | 平成 2 5 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |

町長提出議案 の 題 目	<p>認定第 4号 平成25年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 5号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 6号 平成25年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 7号 平成25年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 8号 平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 9号 平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第10号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第11号 平成25年度平群町水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第12号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 2番 戎井政弘 5番 植田いずみ

平成26年第5回(9月)
平群町議会定例会議事日程(第1号)

平成26年9月5日(金)
午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第5 | 報告第2号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(住宅新築資金貸付金等の弁済にかかる調停申立て
について) |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定に
ついて |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定につ
いて |
| 日程第8 | 議案第33号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
所使用料徴収条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第34号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第35号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第36号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基
準に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第37号 | 平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正
する条例について |
| 日程第13 | 議案第38号 | 平成26年度平群町一般会計補正予算(第3号)に
ついて |
| 日程第14 | 議案第39号 | 平成26年度平群町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について |
| 日程第15 | 議案第40号 | 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)について |
| 日程第16 | 議案第41号 | 平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算(第
1号)について |
| 日程第17 | 議案第42号 | 平群町道路線の廃止について |
| 日程第18 | 議案第43号 | 平群町道路線の認定について |

日程第19	認定第1号	平成25年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第2号	平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第3号	平成25年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第4号	平成25年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第5号	平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第6号	平成25年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第7号	平成25年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第8号	平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第9号	平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第10号	平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第11号	平成25年度平群町水道事業会計決算の認定について
日程第30	認定第12号	平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 （午前 9時08分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第5回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

7月の臨時議会以降、平群町における主な出来事でございますが、7月19日からウォーターパークが開場しました。ことしは天候不順であり、とりわけ週末に雨が続くなど天気恵まれなかったことから、入場者総数も2万857人と、昨年と比較して7,387人少なくなりました。それでも、来場された方には事故もなく、夏のよき思い出としていただけたのではないかと考えております。

7月27日には、住民代表のエコ連絡会と町の共催により、ごみ減量フェスタ2014を開催し、住民、事業者、行政の協働の取り組みとして、エコクッキングの試食やごみ減量私のアイデア発表会などが行われました。今後もごみ減量を推進するため、イベントや情報発信を通じて、住民の皆様との協働による取り組みを進めてまいりたいと考えております。

8月2日開催予定のへぐり盆踊りでございますが、平群の夏の風物詩として定着しており、実行委員会の皆様の大変な御尽力により準備万端、開催できる運びとなっておりますが、朝からの雨が降りやまず、大変残念ながら中止となりました。

8月9日から10日にかけては、台風11号の接近に対応すべく、9日の朝より大雨警報が発令されたことから、三役以下職員の動員を要請し、災害警戒態勢を整え準備に努めました。引き続き、台風接近に伴い風雨が強まることが予想されることから、9日午後3時に避難準備情報を発令、エリア内緊急速報メール及び防災無線とメール配信システム、ホームページにより町内全域にお知らせし、同時に町内4カ所に自主避難所を開設しました。避難を希望される方の受け入れを行うとともに、夜を徹して町内の被災状況の把握に努めました。結果として、町内では、河川の護岸崩落が2カ所あった程度の被災状況であり、

大事には至らなかったところでございますが、今後の台風や大雨に備えて、教訓としてまいりたいと考えております。

8月16日、17日の両日、中央公民館におきまして平和のための戦争展が開催され、語りつぐ平和への願いをテーマにした講演会、戦没者の方をしのんで平群音楽協会の方々によるミニコンサートを初め、戦争遺品の展示などを行い、改めて戦争のない平和な社会づくりの大切さを再確認しました。

8月21日には、第25回奈良県消防操法大会が天理市で開催され、ことしは生駒南支部の代表として安堵町消防団が小型ポンプ操法の部に出場され、日ごろの消防訓練の成果を遺憾なく発揮され、素晴らしい操法技術を披露されました。

8月24日は、地域振興センターの交流事業として、平群町特産市が高知県須崎市の道の駅かわうその里すさきにおいて盛大にとり行われ、須崎市や道の駅職員、地元ボランティアの方にも販売員として多大な御協力をいただきました。ブドウは大好評のうち完売、イノシシカレーやイチゴ、トマトジャムも好評で、ディスプレイ用のバラと小菊は1本ずつプレゼントすると大変喜ばれました。

この交流事業に先立ち、23日に、須崎市市議会の濱議長を初め多くの市議会議員の皆様、また、須崎市楠瀬市長、筒井副市長を初め市職員の皆様との懇談の場を持っていただきました。両市町の地勢や環境の違いはありますが、少子高齢化や人口対策、財政の健全化など共通の課題も多く、同じ課題を持つ自治体同士の交流が深められた有意義な懇談会でありました。

また、町の出来事での明るい話題として、平群町出身の子どもたちがスポーツの世界で目覚ましい活躍をしております。

高校野球では、夏の全国高校野球選手権で敦賀気比高校の4番キャッチャーとして活躍した岡田耕太君が、侍ジャパン18歳以下の代表選手に選ばれました。

女子体操では、平群中学校の中家璃奈さんが奈良県予選を1位、近畿予選を2位という好成績で突破し、愛媛県で開催された全国大会に出場されました。

また、女子ソフトボールでは、強豪ひしめく近畿大会で優勝し、10月開催の長崎国体へ、奈良県代表として平群町在住の萩森ちひろさん、岡本万鈴さん、東愛莉さんが出場されることになりました。

平群の地で育った若者たちが、それぞれの分野の第一線で活躍されていることは大変喜ばしく、若い皆さんの今後の活躍を期待申し上げるとともに、今後も町を挙げて応援してまいりたいと思っております。

8月30日には、平群駅周辺整備事業の進捗状況と平群の活性化に向けた将

来展望について住民の皆様の意見をお聞きし、事業に対する理解を深めていただくことを目的に住民説明会を開催し、大変たくさんの皆様の御参加をいただきました。なお、2回目の説明会は、あす9月6日にプリズムめぐりにおいて開催いたします。

本議会では、報告案件が2件、条例制定が6件、条例改正が1件、補正予算が4件、決算認定案件が12件、計25件の議案を審議いただきます。いずれの議案につきましても慎重審議いただきまして、可決、認定を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。はい、局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により2番、戎井君、5番、植田君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から9月22日までの18日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの18日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。議会事務局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

9月 5日（金） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

9月 6日（土） 休会でございます。

9月 7日（日） 休会でございます。

9月 8日（月） 文教厚生委員会 午前10時より

9月 9日（火） 決算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

9月10日（水） 決算審査特別委員会
（各特別会計・水道事業会計） 午前9時より

9月11日（木） 空いてございます。

9月12日（金） 空いてございます。

9月13日（土） 休会でございます。

9月14日（日） 休会でございます。

9月15日（月・祝） 休会でございます。

9月16日（火） 空いてございます。

9月17日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月18日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月19日（金） 空いてございます。

9月20日（土） 休会でございます。

9月21日（日） 休会でございます。

9月22日（月） 本会議（最終日） 午前9時からでございます。

以上でございます。

○議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

8月22日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。はい、議会運営委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

去る8月22日、午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から開会いたします平成26年平群町議会第5回定例会の会期、日程、議案の内容及び決算審査特別委員会の委員の選任について協議を行い、内定をいたしました。

また、平成26年度の議会報告会の開催日を、平成26年11月16日の日

曜日午後２時から、平群町中央公民館で行うことを決定いたしました。

以上です。

○議 長

８月８日開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員長。

○公共交通対策特別委員長（植田いずみ）

去る８月８日金曜日、午後３時から平成２６年度第１回平群町地域公共交通会議提出資料についての案件について開催をいたしました。

以上です。

○議 長

８月１９日、８月２９日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会は、去る８月１９日午前９時半から、幼保一体施設開設に伴う進捗状況、また、それに伴い、保育料等の案について当局から説明を受けました。

また、８月２９日午後２時から、執行後における政策評価について当局から説明を受け、審議いたしました。

以上です。

○議 長

８月２０日開催されました駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。駅周辺整備事業特別委員長。

○駅周辺整備事業特別委員長（繁田智子）

８月２０日水曜日、午前１０時から駅周辺整備事業特別委員会を開催をいたしました。

案件につきましては、先ほど町長から御挨拶の中にもありましたように、８月３０日と９月６日、あす、住民説明会が開催されるということでしたので、それに先立ちまして、議会の特別委員会に駅周辺整備事業の進捗状況について説明をしていただきました。

以上です。

○議 長

８月２９日開催されました総務建設委員会の報告を求めます。はい、総務建設委員長。

○総務建設委員長（下中一郎）

去る８月２９日金曜日、午前９時より総務建設委員会を開催をいたしました。

案件については、執行後における政策評価について、それと平群町道路線の廃止について、3点目として、平群町道路線の認定についてであります。以上、当局より説明を受け、審議を行いました。

以上であります。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用についての報告を求めます。
副町長。

○副町長

議長のお許しを得まして、平成26年度予備費充用につきまして、3件御報告させていただきます。

まず、平成26年7月28日付で、かしのき荘のエアコン修繕のため、民生費、老人福祉費、施設備品購入費に64万5,000円を、続きまして、8月5日付で、ウォーターパークのろ過機修繕のため、教育費、保健体育総務費の修繕料に38万9,000円を、最後に、8月29日付で、障害者福祉計画策定業務委託について、予算に不足を来たしたため、民生費、障害福祉費、事業業務委託料に86万4,000円を、以上、合計いたしまして189万8,000円を予備費から充用させていただきましたことをここに報告させていただきます。

以上でございます。

○議長

御苦労さんでした。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、報告させていただきます。

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月5日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、専決処分書の鏡でございます。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年7月14日

平群町長 岩崎 万勉

次のページめくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年5月13日午前9時30分頃、西宮親水公園内において、草刈り機による草刈り中に、町道南椿井・西宮195号線上に停めてある車のリアガラスに石等が飛び、ガラスの破損、塗装面を傷つけた車両の物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 27万5,180円

この損害賠償の額につきましては、全額総合賠償保障で対応いたしました。以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

(住宅新築資金貸付金等弁済にかかる調停申立てについて)

の報告を求めます。税務課長。

○税務課長

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月5日報告

平群町長 岩崎 万勉

次、めくっていただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

住宅新築資金貸付金等の弁済にかかる調停申立てについて

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された平群町住宅新築資金貸付金の弁済が遅滞している債務者及び保証人にかかる訴えの提起、仮差押さえの申立てに関することとして、次のとおり奈良簡易裁判所に調停の申立てを行うことを専決処分する。

平成26年7月14日

平群町長 岩 崎 万 勉

調停の相手方といたしまして、平群町の個人でございます。

次、めくっていただきまして、提案理由といたしまして、今回の事案については、住宅新築資金貸付事業に係る貸付金返済に対し、連帯保証人及び重畳的債務引受人を相手方とし、奈良簡易裁判所に連帯保証債務履行等請求調停の申立てを行うという内容でございます。

以上でございます。

○議 長

御苦労さん。

日程第 6 議案第 3 1 号 平群町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第 3 1 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

設置条例ということで、場所と名前だけというような内容なんですけれども、1点気になるのは、いま、平群幼稚園、それからはなさと保育園、南保育園とこう三つの施設が町立であるわけですが、その定数と今回二つ足した定数が329ということでね、ちょっとその辺、気になるんですけれども、その辺は、定数が相当減るわけですから、それでも十分待機児童等出ないということで、そのように理解していいのかどうか。住民の皆さんもその辺、気になるところだと思いますので、その辺についてはもう少しきちんと説明していただけますか。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

単純計算でいきますと、いまの現行26年度の幼稚園、それと南保育園の子どもさんの大半が新園のほうに移行されるというふうに判断しております。そう言いますと、定員の199を上回る状況になってまいります。人口のこれから以降の推移を見ましたときに、平群町全体の人口も減少していく、該当する子どもさんたちの数も年々歳々減っていくということが想定をされています。反面、新施設ができたことに伴って、就労するということが保育を希望される

方もあるかも知れませんが、いま現在の199名という定員については、市街化調整区域内における規制がございますので、200人を超えてということではできませんので、199人にさせていただきます。

それと、国のほうもそうですが、一定の調整枠というのを持っております。約25%について、子ども1人当たりの床面積を満たすようであれば、25%までの定員を上回ることは受け入れをよしというふうにされておりますので、27年度、非常に、まだ募集も始めておりませんので、どれぐらいの数になるかわかりませんが、一定の幅は確保できているというふうに思っておりますし、また、既存のはなさと保育園、こども園に変わりましたが、こちらのほうも25%枠の中では若干面積的にも余裕がございますので、想定する数を上回る場合については、その中で対処していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長

山口君。

○6番

大丈夫だという判断されてるならそれでもいいんですが、例えば、隣の斑鳩町はですね、来年、保育園、民間ですけれども、民間保育園を誘致するというぐらい保育施設が足りなくなっているんですね。平群町の場合は、いまの説明でも、だんだん減っていくみたいな話をよくされるわけですがけれどもね、当然、政策的に増やしていくという立場で行政やられているのに、今回の場合はもうこの人数でどうしようもないという、いまの説明でわかりますけれども、今後のことも含めてですね、その辺はもう早くから考えていく必要があると。この後、出てくる小規模の保育園の設置条例とかですね、国のほうが、こういうのを全て市町村が条例化するという事になったものですから、町のほうで基準を定めるわけですが、そうなった場合、当然平群町でも、民間の家庭的な保育も含めて出てくることも考えられるわけですから、この辺はもうちょっとそういうことにならないように、また、子どもを増やしていくという立場からですね、その辺の政策についても今後しっかり検討していただきたいということを、この議案に対しては、そういうことはお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7 議案第32号 平群町保育の必要性の認定に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第32号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

ちょっとあんまり簡単過ぎてやね、もちろん事前に文教厚生委員会あったわけですけども、これまで、要するに、幼稚園に入る子については全く何の審査もないわけでしょう。認定も何も要らなかったわけでしょう。それを、要するに、施設を希望する就学前の子どもは全て認定を受けなければならないって、こうなってるわけでしょう。だから、例えば今度こども園になったとしても、教育標準時間に預ける場合でも認定が必要なんでしょう。それは認定必要ないわけか、保育じゃないから。保育の場合だけ認定が必要なわけで、それならね、保育標準時間と保育短時間という区分け、これの基準が全く書いてないように思うんですが、このどこにその区分けの基準が書いてあるんですか。それは条例では定めないんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

厳密には本人の希望というのがございます。しかし、第4条の中で、保育必

要量を次に掲げる時間により区分するものとするっていうふうにしております。保育標準時間1月当たり212時間を超えて292時間まで、これ、言いかえますと、1日当たりの保育時間を11時間必要とする、それだけ保護者の方が子どもさんを保育園に預けざるを得ないという労働実態に基づいて認定をしている。2番目には保育短時間ということで、1月当たり212時間までということで、これ、1日に直しますと8時間ということで、短時間と標準時間というふうに区分をされます。しかし、単純に労働時間、あるいは勤務場所との往復等だけでは考えられませんので、それから以降も、例えば保護者の側でさらにレベルアップしていくということでいろいろ勉強されたり、いろいろすることも含めてございますので、そういうのはその中で一定配慮していきながら、保育の必要時間数、必要量について認定をしていきたいっていうふうに考えているところでございます。

○議長

山口君。

○6番

この時間、292時間、212時間ね、それはわかるんですが、これは国の基準より時間増やしてるよね、たしか。ちょっと国の基準、さっきあったの、どこ行ったかわからんようになったんやけど、それは何か、町としてはこういうことで、悪いということじゃなくて、私はいいことだと、増やしているというか短いかな。国の基準の数字とはちょっと違うと思うんやけど、国の基準はどうなってますか。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

表現の仕方が若干違いますけれども、基本的には、私の認識では変わってないというふうに思っておるんですが。

○6番

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第33号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

これについても、保育料については委員会で説明受けて、相当努力されてるなというふうには思います。ただ、この条例そのものがね、余りにも条項番号、国の法律、それから内閣府の府令ということで、それを引用して、それを見ないところの条例、何書いてあるかさっぱりわからへん。いまはネットで調べられますから、ネットで見ながら見るわけですけれどもね。ただ、条例っていうのは住民のためにつくるわけでしょう。その住民がこればつと読んでですね、いまはネットで、平群町もホームページで例規集いつでも見れますから、これ出てきて、これ読んで、わかりますか。保育料幾らかはわかりますよ。ちょっと余りにもね、第一、字句説明まで全部、法第何号に書いてある。せめてどういうものかだけわかるようにしないと、余りにも手抜きじゃないか。時間がなかったということはあると思うんですよ、国のほうの手続が相当遅れてるということもありますから。しかし、これ、条例なんだから、それはやっぱり私はきちっとね、これはこれでええとしても、法何号が全部じゃあわかるようにしてくださいよ、もっと手短に。だって、ここに書いてある法27号第1項、例えばですよ、それを見ても、その1項はほかの何とかからまた何かとって書いてある場合がある。またそっちを見ないとだめ。どんどんどんそんなことになるわけですよ。わけわからん。これ、直せんませんか、町長。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

議員御指摘のとおり、確かにそういうことも含めてあるというふうに思います。しかし、反面、上位法の改正の都度都度都度、条例改正をしていくっていう話も含めて、できない部分も含めてございます。まだ不確定な部分も含めて、要素というのを持っておりますので、上位法をそのまま引用するという形で記載をさせていただきました。改めて、各法律の条項についてもわかりやすいように、委員会のほうに資料として、また別途提出をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

審議する上ではそれでいいですよ。ただね、これは仙台市で6月議会で問題になったという事例があるんですけども、要するに、これはこれだけじゃなくて、次の議案にも関係してきますけれども、法律や政令の番号だけを引用するとね、法律はそんな簡単には変わらないでしょうけども、例えば政令が変わればですね、その番号が同じで中身が変わってれば、平群町の条例は議会にかけずに勝手に変わるんですよ、中身が。もちろんそれを知ったときには変えますということを使うでしょうけども、そういう事態が起こり得るから、せめて法律とか政令の条項番号だけで説明するんじゃなくって、その中身も一定ね、ある程度読んだ人がわかるような紹介もした上で条文引用っていうのをさせていただければ、する必要はあるんじゃないかと。いままではあんまりこんな例、前1回あったかもわかんない、ないと思うんですけどもね。ちょっとその辺はね、いまの、とりあえず委員会での審議はそれでいいですけども、今後、これが通っちゃったらそのままですから、どっかで一部改正、例えば国のほうがきちっと決まって、来年始まってすぐぐらいいに、それと整合性がとれるようにきちっと、住民が読んでもわかるような内容に変えていただくということは、約束はできないでしょうから、ぜひそれは検討していただきたい、そのことはお願いしておきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第34号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

ちょっと、簡単はええけどね、条例の制定ですからね、一部改正と違ってです、制定するから、本来ならこれ、全部説明せなあかんのですよ。制定ですからね。ほんで、これじゃあ、何がどうなんかさっぱりわからんでしょう、いまの説明でも。要するに、国の法律が変わって、それに準じてこれをつくったと。ほんなら、これは全部国の基準のままですか。一切平群町の独自基準というのはいないんですね。ありますか。あればどこか教えてください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

基本的には、議員御指摘のとおり、国の基準に基づいて条例を制定させていただくという考えでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

全国の市町村で、その多くはこの9月議会で、平群町と同じような条例の制定をされてるところがほとんどというふうに聞いてます。当然ね、それぞれの自治体は、それぞれの自治体の判断、それぞれの自治体の子どもの置かれてる状況、そういうことも考えて、国の基準、もちろん参酌しろってこういうふうに通通知が来るわけですから、その基準も含めて検討しながら、例えば神戸市だったらここを上へ上げるとか、よその、政令はもう6月議会で出てるどころたくさんありますから、そういうのを見るとですね、上乘せ基準をつくってるころもたくさんあるわけです。当然平群町の場合も、子ども・子育て会議もやってるわけですし、その辺ね、それと、もう一つは、今度は、はなさととゆめさと、平群町が運営する分については、当然平群町が責任を持って運営するわけですから、そんないい加減なことにはならない、その辺はもちろん住民の皆さんも信用されてるだろうし、私も信用してます。ただね、これは、今後民間参入ということも考えてつくらないとだめな条例なんですよね。いや、平群なんか田舎ではないわっていう、入ってきてくれるのはもちろん難しいでしょうけども、例えば北幼稚園がこども園とか保育園に変わる、あるんかどうか知りませんが、例えばですよ、その場合にはこの条例が適用されるわけでしょう。だから、そういうことも含めてですね、町立の場合は、当然ここで最低限の条例をつくっててもそれ以上の、さっきもちょっと出たように、子ども1人の広さでも余裕を持って見ると、そのほうが子どもの環境にとってはいいわけですから、そうなんだけど、民間の場合は、当然営利というもんが入ってくれば、なかなかそうはならない部分出てくるので、そこを見るためにはやっぱりきちっと条例でやっていく必要があると思うんです。それはやっぱりね、私は、いま、国のモデルそのままにやってるっていうのはいかなもんかなと、町の姿勢が問われる問題だなというふうに、これは指摘しておきます。

それから、質問しますけれども、一つはね、この前説明受けたときに、保育料とは別に食事代600円ってありましたよね。600円ね。ほんで、これね、この条項とは別に、法律で見るとね、この条例で言うと14条の4項の保育料以外の保護者負担っていうところになるんです。これは、教材費については、幼稚園の場合はこれまで定額を徴収していたが、保育園は徴収していませんよね。じゃあ、この部分について、平群町のこども園、今度両方ともこども園になりますけれども、一つはどうなるのかと。

それと、その4項の1と、それから3のほうには、食事の提供に要する費用ということで、これもなかなか意味わかりにくいんですけど、要するに、この前の委員会の説明では、全ての子どもに主食費600円って、こう書いてあったと思うんですね、資料に。この条文、私の見方が悪いのかどうかわかりませ

んが、3歳以上の子どもについては主食費用と限るけれども、これまでの保育園については主食費なんか取ってないわけですから、保育料に入ってるわけですから、それも取るような書き方になってたのは、その辺、この条文との整合性はどうなるのか、その点、どうでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ちょっといま、また資料を持ってない分ございますが、一つは、何でも国の言うとおりにいうふうにおっしゃっておられる、確かに、結果的にその指示どおりやっております。ただ、保育所でも20人を超す、こども園でも20人を超す施設については特定教育・保育施設ということで、これは県の認可になってまいります。一概に町のほうで独断でどうこうすることについては困難な部分もございます。

地域型の部分については、確かに議員御指摘のとおり、一定、平群町、市町村の認可でございますので、そういう意味では、一定の平群町の権限の行使というのはできるというふうに考えておりますが、現行、将来のことを考えますと、議員御指摘のとおり、新たにそういう小規模の施設が、あるいは家庭的保育も含めて、実際のところ生まれてくるという話になれば、もっと余裕を持った厳しい規定を設けるべきやという考えについても、確かに賛同できる部分も含めてございますが、今のところ想定もされておられませんし、こういうふうに国の基準に基づいて、参入しやすい状況を確認するということでは、一定、国の方針どおり、ここの中で定義をさせていただいたところです。

それと、14条の関係については、ちょっといまその資料ございませんので、後ほど何とかしたいと思うんですが。

○議長

山口君。

○6番

この4項の3号、これ、読んでわかりますか。食事の提供に要する費用って書いて、あと、括弧で、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限るって、これ、どう読むんですか。これ、読んでわかりますか、意味。いや、だから、私は聞いているのは、これまで保育所は食事も含めて保育料に入ってた、幼稚園の場合は別途給食費取ってた、これはわかるんです。今度、これ、一緒になるわけじゃないですか。教育標準時間の子どもだけ主食費取るというわけにいかんから、あれ、全部書いて

るわけでしょう。ということは、その分、保育料が上がってることになるんですよ、一律に、それも。応能割じゃなくって、そこだけ応益割になるんですよ。こんなことが許されるのかどうか。ほんで、ここは、国のほうの関係する19条を見ても、これもまたわからへん。むちゃくちゃ難しんですよ、これ。読んでて頭痛くなりますよ。要するに、保育料以外の費用をどう取るか。現在でも、民間の保育所はいろいろそういうものがあります。教材費とかいろいろ、習い事なんかも含めてですね、うちの孫も琴なんか、保育所で琴やりますからね。そんな費用とか見れば、保育料とは全く別にそういう保護者の負担っていうのは出るんですが、その辺もきちんとなしないと、だから、ここはちょっとはつきりさせてくださいよ。これ、いま私が言った14条の4項の(3)、これの意味、説明してください。

○福祉課長

議長、ちょっと休憩いただけますか。

○議長

どのくらい。

○福祉課長

10分。

○議長

10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時58分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

福祉課長。

○福祉課長

申しわけございません。貴重な時間を頂戴をいたしました。

先ほど、山口議員からの質問でございました。

まず1点目については、条例中の上位法の条文の引用ということで、それが多用されているのが非常にわかりにくいという御指摘ございました。条例をつくるに際して、やむを得ずこうなってしまうところも含めてございますが、住

民の皆さんに理解していただけるようにということは当然、募集の業務も含めてございますので、パンフレットあるいは説明書等、平易な言葉に置きかえた形で理解をしていただけるように、説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、主食費も含めてそうですが、現行、保育園については、ゼロ、1、2歳児については主食費なし、3歳以上については主食費600円ということで頂戴しております。今回、こども園ということで統一をされて、平日ほぼ毎日、教育標準時間の子どもさんも含めて、同じように昼を過ごされますので、給食費ということでいままで幼稚園で頂戴をしておりました。これは、3歳時2、800円、4、5歳児については3、000円、給食費ということで別途頂戴をしていた経緯がございます。今回の新園に移行にかかわって、これを廃止をし、主食費という名目で600円だけ頂戴をするということで統一をするという考えでございます。そのことについても、今回の条例中14条の4の(1)から含めてございますが、保護者から徴収できる内容ということで、(1)から(5)までについて明記をさせていただいて、こういうことについては頂戴することができるということで、この14条の中で明記をさせていただいたところでございます。例えば(1)の中では、日用品、文具と、要するに教材費にかかわる部分、それと、2番目のほうでは、特段の行事にかかわる部分について、別途徴収が必要なものについて、3、食事の提供ということでございますが、これは一番最後のところに書いてますように、主食の提供に係る費用ということで、現在、こども園のほうで考えておりますように、主食費と同等の考えをしているところでございます。これは別途徴収できると。それと、特定教育・保育に通うに際して提供される便宜ということで、通うに際しての便宜ということで、例えば通園バスであったりもろもろに係る費用については別途頂戴することができるという内容等について、ここで記載をさせていただいた。わかりにくい表現になっておりますが、そういう内容でございますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

それはわかりました。

それでね、ただ、前回の委員会の説明では、3歳未満の子どもについても主食費っていうのを書いてますよね。この条文を読むと、19条第1項第3号、これは多分3号認定になると思うんですけども、その3号認定の場合、食事の提供に要する費用を除き、ちょっとこれがわからへんな、同項第2号に掲げ

る小学校就学前の子どもについての主食の提供に係る費用に限るって、こうなってるんやけど、ということは、ゼロ、1、2は、いまは取ってないけれども、これからは保護者に負担してもらおうということですか。この条文は、これでそういうふうに読めるということですか。そこだけちょっともう1回説明してもらえますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

現行、ゼロ、1、2については主食費ということで頂戴をしておりません。食事の提供に要する費用については、3号認定の子ども、要するに、ゼロ、1、2の子どもに対する食事の提供に要する費用を除くと、2号認定の子どもについては、主食の提供に係る費用に限るということで、要するに現行と変わりない。

○6番

変わりないですか。

○福祉課長

はい。

○議長

山口君。

○6番

それやったら、この前の委員会で、この表に書いてある、3歳未満の子についても別途主食費600円必要って、こう書いてあるのは、これは間違いですね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

私、ちょっといま手元に先の19日の文教厚生委員会の資料を持っております。改めてもう1回見直したんですが、各ページの下に、別途主食費600円必要って書いているんですが、議員御指摘のとおり、これ、資料のほう間違っております。

○6番

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。山口君。

○6番

第15条のね、これ、ちょっと説明してほしいんですけど、第15条の1項の最後のほうに、施設型給付費の額を通知しなければならないって書いて、施設型給付費の額ってというのは、これは何なんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

施設型給付というのは、認定こども園、あるいは幼稚園、保育所に、一旦、民間場合、町のほうが徴収をしてお支払いをします。それにかかわっての額について通知をするという考えです。

○議長

山口君。

○6番

あのね、これ、読むとね、保護者に通知するんですね。平群町が、公立であろうが民間であろうが、要するに、あなたの子どもにかかった額は幾らですよって、それを通知すんの、これ。あなたからもらっている保育料はこれだけですけども、でも、あなたの子どもにはこんだけ金かかっているんですよというのを通知するように読めてしまうから、すごいことやるねんというふうに見えたもんですから、一体何なのかなと思ったんですが。いや、町外保育で町同士のやりとりはわかるんですよ、まだ。実際にその民間の園にかかった金と、本人が、民間の園が直接親から本当はもらう金と、平群町が平群町の保護者からもらう金は違うから、その差額の動きがあるっていうのはわかるんですけど、これね、例えば医療費みたいに、あなた幾ら使いましたよっていう通知が来ますよね、3カ月か4カ月後に、忘れたところに。そういうことですか、これ。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

15条、施設型給付費等の額に係る通知等ということでございます。これ、基本的に特定教育・保育施設、法定代理受領ということにより、特定教育・保育、特別利用保育または特別利用教育に係る施設型給付費または特例施設型給付費の支給を受けた場合、支給認定保護者に対して、議員御指摘のとおり、当該支給認定保護者に係る施設型給付費または特例施設型給付費の額を通知しなければならないということで、指摘のとおり、通知を施設のほうからするというので、文書化させていただいたところでございます。

○議長

山口君。

○ 6 番

大変な作業をせなあかんようになると思う。その中身がもう一つよくわかんない。どこまで出すのかわかんないですから、何とも言えないですけど、それは法律に書いてあんのを見たんです。だから、そのとおり書いてあるのはわかるんですが、イメージが沸かなかったもんですから、じゃあ、それをはなさとにしるゆめさとにしる、園のほうで全部、どれぐらい遅れてかわかりませんが、こんだけ給付してますよと、要するに、給付っていうのはサービスしてるっていうことやから、こんだけのサービスしてますよということを送るということですね。これはまた実際にどんなものになるのかちょっとわかんないんで、もうちょっとイメージがわかった時点でまた説明していただければと思います。この件は結構です。

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第 39 条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 10 議案第 35 号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ 福祉課長

議案第 35 号 提案理由説明

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

これもさっき言ったことと一緒になんですけどね、国の基準どおりやってるもんだから、例えば小規模事業所、それから家庭的保育等の、例えば子どもに対する給食とか食事の調理員が必須ではなってないんですね。ほんで、政令都市なんかでは必須でないのを必須にしてるところとかですね、それから、もう

一つ大きな点は、保育士資格の問題なんですね。保育士資格が要らないとなっている。一定の、要するに保育の教育を受ければできるというふうになっている。小規模のAは全員保育士でなければならないようになってますが、それ以外は半分とかですね、2分の1とか、全く要らないとか、こういう内容なんですね。その辺についてはね、子どもの安全とか、そういうところにかかわる問題については、当然ね、例えば、これ、いまないですけども、できれば、それも平群町の子どもが行ってるとすれば、平群町の就学前教育については全て一緒にしたいというのが平群町の方針でしょう。ずっとそれ、言ってきたじゃないですか。なのに、例えばはなさと、ゆめさとがいっぱいで入れないとか、その他の事情で、例えばこういう小規模保育所とかですね、そういうところに入った子がですね、じゃあ、その環境としては悪くなるわけじゃないですか。要するに、調理師もいないところであるとか、保育士さんでないとかね、だから、その辺の問題はね、平群町としてやっぱり今後のことがありますから、基準をちゃんと変えるべきだと思うんです。もう細かいことは言いませんから、その点だけね、どのように考えているのかだけ答弁してもらえますか。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

いま現在、ゼロ、1、2歳、平群町、はなさと、あるいは南保育園ございます。ゼロ歳、3対1、1歳、6対1、2歳、6対1っていうことでの保母の配置基準がございます。それに基づいて、実際、実施をしておるわけですが、今回の家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準を定める条例でございますが、その中で、基本的にこれも同じ考えに基づいて、これは国の考えでございますが、同じように、最低何人の保育士を配置しなければならないのかということについて規定を設けております、割合について。ただ、議員御指摘のとおり、国の場合については、そのうち何人かの職員については、都道府県あるいは市町村が実施をする研修を受講したりすれば、一定の資格を満たすということでの対応をしている部分も含めてございます。しかし、そうは言いつつも、こういう考えに基づいて、国が言うとおりの、国のしていこうとする地域の方、あるいはそういう事業者があれば、それについて受け皿を設けなさいという考えに基づいて実施をしておりますので、平群町はとりたてて、いまずぐこういう事業者が存在する、あるいは、27年以降手を挙げてこられるという実態にはございませんけれども、特に、都市部における待機児童解消対策がメインでございますので、いまずぐどうこうという問題も含めてございませんが、議員御指摘のことについては、以降、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

それなら、じゃあ、この9月議会に出す必要なかったって私は思うんですよ。とりたててすぐ、だって、施行は来年の4月1日じゃないですか。それまでに制定すればいいわけ。いや、だから、はなさととゆめさとの関係での条例はね、申し込み等あって、できるだけ早く、もう9月議会でも本当なら遅いぐらい、保護者の方から見れば遅いぐらいっていうふうに思いますんで、それはいいんですけれども、これ、全くいまないわけですから、そんなに急いでつくらずに、もっとじっくりとですね、さっき言ったようなところをちゃんとしたものを出されたほうが、私は整合性がとれていいと思いますよ。一旦これを出したら、次、今度、一部改正で出てくるわけですが、何もやってへんのにもまた改正するっていうことになるわけでしょう。また、事業者が、手挙げた人が出てくる可能性があるから、じゃあ、改正しますわっていうのもまた変な話には私はなると思いますので、平群町の子どもをみんな同じような環境でっていうことを大事にされるのであれば、私は、これは一旦撤回して、12月議会にでもきちんとしたものを出すべきだと思いますが、その点、どうですか。これは町長ですか。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

既に児童福祉法の改正等も含めてございまして、いま現在、4月1日からそれを実際的には実施をされてくる、あるいは、参入があるかもしれないという予測だけですが、しかし、いまの時点で国が定めている基準に基づいて、これも関連法の一つでございまして、これを設置をしない、これだけを取捨選択をして設置をしないということにはなりませんので、この点について御理解願いたい。

それと、さらに議員御指摘いろいろございました。具体的にこういう基準なり、これを見直したらいかがかということがあればまた御指摘をいただいて、そのことについても検討させていただきますが、まずは関連法でございまして、来年4月までに早急にこの形で設置をしたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

だから、4月1日までに条例制定すればいいわけですから、何もこの9月議会でなくって、これだけなかったって、別にほかの条例に何か影響しますか。しないじゃないですか。それやったら、もうちょっときちっとした、平群町独自の方針も入れたものを条例として制定するべきやというふうに、一番問題になるのはさっき言ったような、要するに保育士資格の問題、それから調理の問題、スペースの問題等はもう国の基準でいま書いてますけれども、実際の公立の平群町の場合は広いわけですから、そこについてももうちょっと広く見るとか、そういうことも含めてやっぱり、子ども会議も含めて、そういうところでの検討も含めてですね、私はなされるべきやと思いますよ。だから、平群町の子どもは一緒に保育をするんだと、就学前教育は全部一緒にするんだっていうのが町の大方針でしょうって言うてるんです。町長、そうでしょう。もう変わったんですか、それは。だから、両方ともこども園にするわけでしょう、私たちは反対しましたけど。できる以上は、できるだけいいもんにしてほしいですから、そうなったら、やむを得ずそういうところできて、そういうところで保育をしなければならない、そこで教育や保育を受ける子どもたちがですね、全くそれじゃあ差があくじゃないですか。就学前教育、子どもたち一緒っていうのが大前提でしょう。だから、そこの絡みでちゃんと答えてもらわないと、それやったら、そんなことどうでもええねんっていうことになりますよ。そういうことですか、町長。いや、教育長でも結構ですよ。答えてください。

○議 長

休憩するか。山口君。

○6 番

じゃあ、投げ捨てたということですね、これまでの説明を、答えられないということは。そうとらしていただいてよろしいですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

国のいま示している基準で、確かに議員の御指摘の意見も含めてございます。問題点もあるのかもしれませんが。まずはこの条例を制定をする。いろんな形で、いままで認可をするということがございませんでした。無届け、無認可の託児も含めてあったのかもしれませんが。そういうものも含めて、この条例を制定することで、国の最低基準に基づいて、まずは市町村が認可をする。認可をすれば、当然、立ち入り検査権等も含めて生まれてまいります。最低限の、まずは確保していくということで、この条例を制定をさせていただきたい。議員御指摘のとおり、取り急いでする必要はあるのかないのかという論議については確

かにあるかもしれませんが、あえてそのことについては、こちらとしては争うつもりも含めてごさいませんが、まずは、私たちの見えていない部分で、具体的にこういう無認可、あるいは無届けの保育事業が実施されてる場合については取り締まっていくことも含めて、この条例制定に基づいて、基準で正していく、認可をとっていく、立ち入り検査をしていく、改善をしていくということも含めて考えますと、この条例の制定は必要であるというふうに判断をしているところでごさいます。よろしく御理解を願いたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

制定になんか反対してませんって。法律で決まってんねんから制定しないとだめですよ。でも、施行すんのは4月1日でしょう、来年の。ほんで、中身が、要するに、平群町の実際のいま行われている保育と内容が、相当レベルが低くなる可能性が高い、それでもできるという条例になってるわけですから、そこは平群町の公立保育所との整合性をきちっととった条例にさせていただきたい。ほんで、とりあえずいま忙しい、忙しいというか、国のほうが遅れて、今回こういうものに、国のひな形そのままになったけれども、別にさっきの答弁だったら、いまのところそういうので手を挙げて、実際に事業をされるようなことは、近々には全くないと、来年度もないということなんで、それだったら平群町の実態に合ったものに基準を変えて、12月議会にお出しになったほうがいいんじゃないですかって言ってるんですよ。さっきの答弁は全部違うじゃない。私は何も条例つくることなんか全然否定してません。ということなんですよ。そこを言ってるんであって、だから、町長に御答弁ください。いや、もうこんでええんだと言うんだったら、そう答弁してくださっていいんですよ。もう見解の相違になりますから、それは。だから、そこを言ってるんです。だから、超えるぐらい低い基準でも、平群町はもうそれでいくんだって言うんあれば、そうおっしゃってくださればいいんです。ただ、その場合は、これまで言っただけのことと相当矛盾しますよということを指摘してるだけであって、それ以上でも以下でもないんですよ。私たちが、議会は判断するだけですから、提案はそちらにありますからね。どうでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

平群町といたしましては、これまでも私自身が皆様方にお示ししているとおりに、就学前の子どもたちの教育と保育をしっかりと保証しながら、立派な子ども

を育てていくという方針は全く変わっておりません。これは、私立の北幼稚園も含めまして、そういう姿勢でございます。

今回のこの条例につきましては、万が一ですね、そこから外れたお子様について、最低限でも、保育に欠けるというお子さんについて、やっぱり放置するわけにはまいりませんので、やっぱり拾うっていう表現はおかしいですけども、手を差し伸べるということが大切じゃないかなというふうに思っております。国の基準でございます、最低の基準でございますけども、やはりそこはセーフティーネットとして必要であるというふうに考えておるところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

わかりました。要するに仕方がないと。でも、まだ変える時間はあるということはしっかり指摘させていただきます。別にこの議会でなくとも十分間に合いますし、それは委員会付託になりますから、またそこで出るかもわかりませんし、最終日もありますから、それまでにじっくり町のほうでも検討していただきたいっていうことは、私のほうからはお願いしておきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第36号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第36号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5番

何点かお聞きをします。

まず、9条のところの設備の基準というところで、児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないというふうなってるんですが、現状、平群町で行われている学童保育の保育施設の面積がどういう状況になっていて、それはどっかで位置づけてるのかどうかちょっとわからないんですけども、現状どうなっているのか。それが、今回出されてきた1.65平米と比べてどうなのか。そのときに、児童1人っていうのは、これは、登録者数でこの1人1.65という形で見ているのかどうか一つ。

それと、10条のところ、経過措置の説明もありましたが、現状の平群町の学童の指導員の方々の身分と言いますか、位置づけが、この10条の3のところのどこに該当される状況があるのか一つ。

それと、ここの9ですね、職員のところの9のところの高等学校卒業者であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者というふうにあるんですが、これは、類似する事業っていうのはどういうものを想定されているのか、この点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

第9条の部分で、面積のところ、現状どうかという御質問やったと思います。現状で言いますと、平群町の学童保育は4カ所ございます。平群小学校に2学童、それから南学童に1学童、北学童に1学童とありまして、現在、一応申し込みのあった児童さんについては全て受け入れをさせていただいているというふうなことでやってます。平群小学校の学童で言いますと、学童1と2があるんですけども、1につきましては1名につき1.92平米、それから、学童2についても1.92平米、それから、南学童については2.13平米、北学童が、いまの登録、登録っていうか、申し込みの方全員で言いますと1.53平米ということで、1.65平米以下っていうことにはなってます。ただ、現状としては、1.65平米以上の状況の中での運営はしてるっていうことは

聞いてますけども、全て申し込み、いわゆる受け入れ登録している方全員でカウントしますと1.53平米ということで、ここで言いますと、おおむねという対応の中で受け入れをしているというふうなことであります。

それから、10条に関連しての現状の職員の身分につきましてですけども、これは学童指導員ということで、全て臨時職員なんですけども、雇用して、なってもらってます。要件としましては、今回、第10条で細かく要件を示しておりますけども、いま議員のほうからありましたように、基本的にはこういう運用を意識してやっておりません。学童指導員として募集をして、応募のあった方を面談して、適格性があるかっていうことの判断でやってます。ただ、現状としましては、おっしゃられました第9号の高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものっていうことの範囲の中で対応できるものというふうに思っています。

それから、その類似する事業ってというのはどういうものかっていうことだということですけども、これにつきましては、例えば、ちょっといろいろなことがあると思うんですけども、放課後子ども教室に継続従事している方とか、子どもの遊びを通じて児童と継続的なかわりを持っている、そういった経験のある方っていうことで、ちょっと抽象的なことにもなるかとは思いますが、そういう範囲の中で幅を持たせたものというふうに認識しております。

○議長

はい、窪君。

○8番

第10条でありますけれども、この放課後児童支援員、学童指導員さんですけども、平群町も本当に多くの保護者の皆さんがお勤めで、この学童の事業は大変、本当に助かっていると思うんです。また、夜7時半までですか、設置をしていただいておりますが、まず、この2項の支援の単位ごとに2人以上ということですが、この学童の保育設置時間、最後まで2人でこの運営をしていただいているのでしょうか。私が聞くとお聞きしますと、7時までは2人で、最後の30分間はお1人で運営をされているというふうにお聞きをしておりますが、その点、まず確認したいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

支援の単位ごとに2人以上とするということで、今回、その基準が定められています。いまの現状の学童保育ってというのは、平群の学童保育の現状で言い

ますと、各学童に最低4人を配置してます。厳密に言いますと、当然、途中でやめられたりとかいうことで、抜けたりして3人になったりっていうこともありますが、施設単位ごとに2人以上ということですので、基本的には4人を配置してますので、4人がシフトを組んで、最低2人以上は入ってもらっているっていうことで対応しています。ただ、現実的には、若干時間的に1人になってしまってるというふうなことが生じてるっていうことも現実にはあるというふうに認識しています。

○議 長

はい、窪君。

○8 番

やはりいろんな御都合もあると思いますけれども、シフトを組まれて、ただ、最後の30分間ですね、本当に最後1人でその学童のそれを閉められるというのは、大変保護者にとりましたら不安というものが発生してまいります。最後の30分間、指導員の皆さん、学校の教師とは別個ですので、学童の指導員の方が1人で対応するというのは、やはりこれは最後まで、4人、3人でシフトを組まれて、なぜ最後1人なのかというところについて、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

現実的には7時半までやっているんですけども、順次保護者の方がお迎えに来られて、私どもで聞いている範囲で言いますと、大体7時ぐらいにはほとんど保護者が迎えに来られて、1人、2人のお子さんが7時半ぐらいまで、最終7時半までですんで、っていうことになってきているというふうな実態がありますんで、運用としては、もう1人、2人ということになってきている時間帯については、必要以上に指導員も必要がないかなっていうふうな判断もあるんですけども、安全面等々の話も最近では聞いたりしてますんで、その辺につきましては、各学童の実態に応じた形で対応していくというふうな形で考えていきたいというふうに思っています。

○議 長

窪君。

○8 番

やはり二、三名で対応していただいているときは、何かありましたら、指導員の皆さんも協力してその体制づくりをできますが、最後の本当に10分でも20分でも、7時から7時半までの間が1人であったり、最後7時半ぎりぎり

お迎えに来られて、子どもさんが1人で指導員が1人と、こういう場合も発生していることは現実あるわけでありますので、やはり最後の最後まで、安心・安全のために、2人の指導員を私は置くべきであると思います。財源的なものでそのようにされているのであれば、それはやはり少し改善をしていただかないといけないと思いますが、改善をすべきであると思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

改善すべきであるというふうな現場との共通認識を得られるようでしたら、当然改善しなければならないと思いますけども、先ほど申し上げましたように、一般論として、最後、例えば1人か2人しか子どもさんがいないという中で、2人の学童指導員を必ず配置しなければならないかどうかにつきましては、その指導員の資質の問題とか性別の問題とか、いろいろあると思うんですけども、そこらについては個別に対応していきたいというふうに思います。

○議長

窪君。

○8番

いままで本当に安心して指導員の皆さんに子どもたちを面倒見ていただいておりますが、いままでは何もなかったと思いますが、今後どのような事態が発生するかわかりませんので、今回このように質問させていただいております。しっかりと何もないように体制づくりを指摘をしておきたいと思います。

○議長

山口君。

○6番

1点だけ、10条の4項、支援の1単位を60人以下って、こうなってるんやけど、この60の数字っていうのはどういう根拠でそうなったのかだけ説明いただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

一応、指導員と児童については、1対30っていうふうな一定の基準のようなものがありますんで、先ほども申し上げましたように、基本的には4人おって2人は配置していくというふうな中で、おおむねですけども、60人っていうふうな数字にしております。

○議 長

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第37号 平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第37号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時00分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開します。

(ブー)

○議長

日程第13 議案第38号 平成26年度平群町一般会計補正予算(第3号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、政策推進課長。

○政策推進課長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8番

まず、19ページの保健衛生費の予防費であります。御説明ありましたが、本年10月から水ぼうそう予防ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンが国のほうで定期接種化になるということで、本町におきましても補正予算を計上していただいていることは高く評価をしたいと思っております。

そこで、2点お尋ねしたいんですが、まず、高齢者肺炎球菌予防ワクチンについてですが、これまでも議会で何度も質問させていただき、大変高齢者の皆

さん、この肺炎を阻止するということで、大変効果あるということで、大変お待ちの方々がたくさんいらっしゃると思うんですが、この対象者、65歳以上ということでありますが、もう少し対象者の内容を詳しく御説明を願いたいと思います。

それから、自己負担金が発生します。4,000円と決められた根拠ですね、それと近隣の状況につきまして御説明願いたいと思います。

それから、医療機関での個別接種となると思うんですけども、事前の予診票等の手続の御説明もお願いしたいと思います。

それから、施行期日が本年4月1日以降の接種者から適用ということでありますが、この半年間、接種された方の返金方法についても御説明のほどお願いしたいと思います。

まず、その点からお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、御質問の肺炎球菌の状況ということで、まず、肺炎球菌の対象者数ということなんですけども、俗に言いますと、国がいま打ち出しておりますのは5歳刻みずつということになりまして、その場合の対象者数というのは1,456人になります。ただ、65歳以上のその対象者というんですか、の全体数といたしましては6,879人ということで、平群町の場合は、俗に言う定期接種の1,456人と、それから任意接種になりますんで、それ以外の方、5,423人の方を対象に実施させていただくという形になります。

それからですね、御質問の自己負担金なんですけども、自己負担金といたしまして、先ほど議員がおっしゃられましたように、4,000円ということになっております。これにつきましては、当然、接種を受けられる方の利便性というのも含めまして、やっぱり広域圏で、一定、広域の医師会と協議しまして、広域圏で接種できるようにしていくべきだということで話し合いしました。その中でですね、既に肺炎球菌されておられるところもありまして、そんなこともありまして、基本的に4,000円という上限を決めたということで、なお、接種費用につきましては8,094円でございます。ただ、この中で1町だけですね、若干の上乗せというんですか、自己負担金4,094円というふうにされてるところございます。ということで、平群町につきましては、自己負担金は4,000円にとどめたという形になっております。

それからですね、接種していく場合の方法なんですけども、町内の医療機関につきましては、定期接種者、任意接種者を含めまして、直接医療機関に行っ

いただいて、接種が可能ということになります。それ以外の町外の方につきましてはですね、予診票の関係もございますので、一旦予診票をとりに来ていただくという形になるような予定になっております。

それから、支払い方法なんですけども、当然、広域圏のものも含めましてですね、自己負担金のみでということ、いま現在、広域圏の医師会とも調整中でありまして、この辺のところはまだ決定しておりません。なるべく接種者の便利なような形にしていきたいというふうには思っておりますので、調整していきたいというふうに思っております。

それからですね、あと、4月1日施行ということで、以前の方ということですね、この辺につきましても、一定、町のほうは4月1日から施行するというのを以前から申しておりました。ただ、定期接種化が10月1日ということで、やっぱり当然遡及適用していくべきだということも含めまして、4月1日以降に接種された方を対象とするというふうに考えております。そんな中で、なるべくされた方に不便のないように、俗に言いますと領収書があれば当然確認できますので、領収書というふうに考えております。あと、それがなければ、例えば受けられたという証明書を持っておられましたら、それに基づいてやると。ただ、どうしても持っておられないということになりましたら、なるべくこちらのほうも接種された方に不便のないような形でまた対応していきたいというふうに思っておりますので、いろんなケースが出てくるとは思いますけども、それは臨機応変、なるべく簡素化するという形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。いま、詳しい御説明をしていただきましたが、この周知方法ですね、住民の皆さん、本日9月の5日ではありますが、周知につきまして、どのような方法で周知をされるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

周知の方法なんですけども、この点につきましてはですね、当然、広報、それからホームページ、それから町内の各医療機関にも啓発用のポスター等も置くということで、あとは、高齢者のインフルエンザの関係もございまして、その辺のところとあわせて、また回覧をお願いしたりとか、できるだけいろんな形で、皆さんにわかっていただきやすいような形で周知していきたいと

いうふうに考えております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、水ぼうそうの件であります、この接種費用は、水ぼうそうにつきましては無料だと思ひますが、その確認と、対象者と接種回数ですね、年齢によって違ふと思ひんですが、その点の内容の御説明をお願ひしたいと思ひます。

そして、今回、どの程度の接種人数を見込まれて予算計上をなされているのかということと、あと、先ほどのように、高齢者肺炎球菌予防ワクチンと同じように、施行期日がさかのぼって、遡及適用がされるのかどうかということもお尋ねをしたいと思ひます。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま御質問のありました、まず、接種の対象者につきましては、全体といたしまして513人ということで見込んでおります。対象者は513人おられるということで、これは当然、今後変化していく可能性というのは十分あります。

そんな中ですね、それから接種費用なんですけども、費用につきましては、1回接種と2回接種というのがございます。2回接種につきましては、12カ月から36カ月未満ということで、この場合につきましては、費用は1万144円という形になっています。それから、36カ月から60カ月未満の場合ですね、これにつきましては1回接種ということで、単価にいたしまして8,844円ということになっております。最終的に予算の計上の仕方なんですけども、本来100%全員に受けていただくというのがあれなんですけども、過去の予防接種の状況も見まして、対象者の9割の方が接種されるんじゃないかということで予算計上しております。これにつきましては、なるべく100%のほうに近づけていきたいというふうには考えています。

それから、10月以前の遡及適用ということなんですけども、この点につきましてはですね、特に子どもさんに接種を行う、それから、これについてはA類っていうんですか、俗に言う任意接種じゃないということも含めまして、町の中でも過去にもいろんなことというんですか、もありましたんで、あくまでも10月1日以降というふうな対象にさせていただきたいというふうを考えております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。どうか周知のほうも、これもよろしく願いしておきたいと思います。

それから、18ページの児童福祉費の子育て世帯臨時特例給付金、これ、いま御説明ありました。まず、本年の4月に消費税が8%に引き上げられましたことに伴い、本町におきましても、この8月から所得の低い方には臨時福祉給付金、また、子育て世帯の方への負担に配慮もしまして、今回のこの子育て世帯臨時特例給付金が1人当たり1万円、また、年金の方は5,000円の加算ということで、8月から申請がスタートしておりますが、今回、この子育て世帯の給付金の対象の修正ということで増額補正をされておりますが、最終的にその対象人数をどのように考えられているのでしょうか。

またですね、この臨時福祉給付金と子育て世帯のこの給付金、両方とも給付を重複して申請を送られている方がいらっしゃると思うんですが、両方とも対象になる方もいらっしゃると思いますが、しかしですね、両方とも給付をすることができませんので、臨時福祉給付金のほうのみ支給されるという形になると思うんですが、重複の人数ですね、その点の対象人数もどのように把握されているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、この8月1日から申請を受け付けされておられますが、振り込みのこの期日ですね、期間、ある市町村では1カ月、2カ月先にしか振り込まれないというところもあるということではありますが、本町はどのような状況かお尋ねしたいと思います。

それから、8月1日から約1カ月たちまして、3カ月間の申請期間ということではありますが、現在までの申請者数と割合の御説明をお願いしたいと思います。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

まず、今回の補正、当初の予算措置の段階で対象人数を、試算、間違っておりました。これはまずおわびを申し上げたいと思います。当初1,100人というふうに想定しておりましたが、1,100人ではなしに1,100の世帯というふうにカウントすべきものを、当然各世帯に複数の子どもさんがおられると思いますので、そうなってきますと違ってまいります。今回の補正はそれに伴うものでございます。対象の子どもさんを2,400人というふうに、いま、想定をしております。したがって、その差額分2,300万円を増額

補正をさせていただいたところでございます。

それと、ではございますが、2,400人のうち何人かが、議員御指摘のとおり、臨時福祉給付金へ振りかわるってということも含めてあるというふうに想定をしております。その数について、移行見込みとしていま考えておりますのが、その約1割弱ということで230人程度を想定をしているところでございます。

それと、8月1日から受け付けをし、まず、8月8日までの1週間の間に受け付けをしましたのが、受付申請件数で422件、全世帯で言いますと、1,185というふうに想定をしますと35.6%の世帯の方が申請をされた。支給対象人数で言いますと、この段階で1週間で736人、2,400人のうち736人でございますので、30.6%の申請が約1週間の間にされたというふうに判断をしております。

支払いについても、1回目の支払いは8月29日の支払いということで、先ほど言いました736人でございますので、掛ける1万、736万円の支払いを行ったところでございます。その後ですね、8月29日、同じく臨時福祉給付金についても、29日の段階では1,046万5,000円の支払いをしております。次に、9月16日の支払い予定をしております子育て世帯臨時特例給付金については、586万円をいまの段階で集計をしているところでございます。あわせて、臨時福祉給付金についても、9月16日支払いについては1,161万5,000円を支払い準備をさせていただいているところでございます。あと、支払い予定としては、第3回、9月1日から12日分として9月29日、第4回としては、9月16日から26日ということで10月14日支払い、以降、第5回を10月29日、第6回を11月14日、第7回を11月28日ということで、支払い予定として、できるだけ速やかに支払いをしていきたいというふうに考えております。

あわせて、ホームページについても、以降、ちょっと更新をさせていただいたところでございますし、引き続いて住民の皆さんに漏れ落ちがないように、できるだけ給付をしていきたいということで、周知を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。本当に窓口、また郵便での申請も受け付けをしていただきまして、いろんな配慮をさせていただいておりますが、とにかくこの臨時福祉給付金もちろんです、子育て特例給付金も申請をされないと受けてい

ただくことができませんので、とにかく最後の最後まで執念を持っていただいて、誰も受けられないということのないようにだけ、どうかよろしく願いをしておきたいと思います。

それから、もう最後にですけれども、13ページの戸籍住民基本台帳ということで、いま、何度もマイナンバー制度の導入についての御説明があったと思うんですが、もう少し詳しくスケジュール等々についての、いまわかる程度で結構ですので、御説明をお願いしたいと思います。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、社会保障の部分の番号制度について御説明させていただきます。

まず、当面の予定としましては、平成27年の10月に、平群町の方々、皆さんに番号通知ですね、個人番号を通知させていただく予定でございます。そしてその後、平成28年の1月にその番号制度、いま現在使っております住民基本台帳のカードが移行する形になりますが、個人番号のカードをつくれるようになります。そして、一部そこから、税も含めましてですね、そこから番号のサービスが始まります。そして、平成29年の1月をめぐりに、番号制度の本格的な動きが始まります。それに伴いまして、いままで住民さんが住民票とかとっていただいた部分が、機械で見ていただいて、ある意味ワンストップサービスに移行になっていくと思います。当面の予定はそういう段階でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

大変参事には、これからいろいろ御苦勞していただくとと思いますが、どうかよろしく願いしたいと思います。

いま、ワンストップサービスということですが、このマイナンバー制度を導入することにより、そのメリットですね、デメリットもあるのかもわかりませんが、メリットの部分ではそのワンストップサービスということだけでしょうか。ほかに何かございましたら御説明願いたいと思います。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。失礼します。

経費面の部分ですね、行政が負担していく経費面の部分に関してもですね、

当然コストは下がっていくものと思います。そして、住民さんの負担ですね、いままで住民票とかとっていただいていた手数料等も必要がなくなってくると思います。そういう形になってくると思います。

失礼します。

○議 長

窪君。

○ 8 番

マイナンバーで、その番号で証明されるということですので、ということは、住民票をとるというシステムがなくなると、いろんなところへ出すときは必要ですけれども、ちょっとそこがわかりにくいので、もう少しわかりやすく説明、教えていただけませんか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。

具体的にですね、民間のっていただく部分は、当面はまだありません。ただし、公共のですね、各公立機関とかですね、公的機関がっていただく作業の部分に関しましてはですね、今回、補正予算していただく中間サーバーというものができまして、そこへ各自治体とか各機関が見に行くという形にできるようになりますので、そういった形の行政の方々の見る部分に関してはなくなっていくということでございます。それで、いままで民間の車の登録とか、そういう部分での住民票とかですね、そういう部分は当面はまだ変わらないと思います。将来的にはそういう部分もつないでいくというふうには聞いておりますが、そういうふうな段階でございます。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

いま、その事業をスタートしていただいたところですので、また詳しく御説明をしていただく機会を設けていただくことをお願いしておきたいと思います。

○議 長

山口君。

○ 6 番

時間が時間なので端的に言いますが、今回の補正、人事異動に伴うということで、これ全体で人件費どうなったのか、繰出金も含めてプラスマイナス、町

の財政にとってプラスマイナスですけれども、どうなのか。その数字、先に教えていただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今回の補正につきましてはですね、人事異動に伴う給与差、並びに休職、育児休業であるとか病気休職等によります休職に伴う減額、あるいは手当の異動等による補正、調整、それから、共済の負担金の率の変更に伴います調整も行っております。それから、また、平成26年5月末退職、人権交流センターの職員の退職に伴います退職手当の特別負担金、これにつきましては増額となっております。

まず、給料、一般会計で言いますと、給料全体でいきますと539万3,000円の減額、職員手当等につきましても393万4,000円の減額、共済費につきましては197万1,000円の減額、それから、退職手当組合の負担金では70万円の減額、合計で、減額としては1,199万8,000円の減額でございますが、先ほど申し上げました退職に伴います特別負担金の増額が780万円ございますので、一般会計といたしましては419万8,000円の、トータルとして、人件費といたしましては減額でございます。

ちょっと特別会計の細かい資料を持っておりませんが、特別会計につきましては繰出金での調整ということで、すみません、ちょっと特別会計の合計までは集計しておりませんので、申しわけございません、一般会計の合計だけということでお答えさせていただきます。

○議長

山口君。

○6番

いや、繰出金で言えば介護と、それから国保のほうに繰出金、両方とも人件費の調整やってということやから、当然、それ、繰り出してるということはそっちは増えてるわけやからね、それは、だから、減からすればプラスになるわけやから、それ引いた数字がこれになるのかどうかっていうのがありますよね。

いや、それよりもね、これ、何で聞くかということ、部署により相当今回増減があるでしょう、補正の額に。例えば、保育所は980万円増やしてるんですよ。差し引きで、南とはなさとの差し引きでね。斎場は820万減らしてるんですよ。幼稚園1,200万減らしてる。社会教育670万、給食センター460万、こんな、要するに、大体人件費1人や2人のお金がですね、人件費

の調整で動いてるわけですよ。どんな人事配置してんねんっていうことに、ここだけ見ればなりませんかね。

いま、今村課長のほうから、全体で1,299万、ざっと1,300万減ったっていうのは、退職者がいてるから当然そういうことが起こるんだけど、要するに、そういういろんなもんはあるけれども、人事配置として、じゃあ、これ、もともとの配置がいい加減だったのか、そんなことないって、そら言うでしょうけども、いや、この補正だけ見ればそうなるんですよ。その点どうなんですか。

○議長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

人事配置的にはですね、この予算、人件費の予算編成に当たりましてはですね、昨年11月現在での職員の在籍の状況、配属の状況によりましての予算計上をしております。ただ、それからこの3月まで、あるいはこの4月、5月につきましても、年度途中の退職でありますとか、一部職員の、急遽、年度途中での退職もございまして、当初、正職員でということで予算計上しておりました、先ほど出ました斎場でありますとか、そういったところにつきましても、人権交流センターもそうでございますが、年度途中での職員の退職と、それにつきまして、正職員で配置できるということであれば正職員で措置しておりますので、その給与差という形の補正となってくるんですけども、どうしても全体の職員の人数、急遽退職に伴います正職員につきましては、いま現在そういった余裕のない状況でございますので、一部の職場におきましては臨時職員で対応せざるを得ないということでございますので、大きく人件費分が減額になっているという職場もございます。

○議長

山口君。

○6番

こんな議論ずっとやったって仕方がないと思うんですけども、いや、それやったら臨職の賃金上がってこないとだめやん。上がってんのは総務の801万だけですよ。幼稚園なんて、これ、幼稚園1,200万も削って、どうなってんの。もともと幼稚園や保育所で臨時職員の、保育所で言えば、保育士さんが半分が臨時職員、幼稚園も半分が臨時職員、こういう人事構成やってるからそうなるわけでしょう。町長は、自分のピラでは人件費減らしたと、こう自慢げに言ってますが、何も人件費減らすことが自慢じゃないんですよ。マンパワ

一で、職員がしっかり仕事してこそ住民の福祉があるわけじゃないですか。いまの課長の説明やったら、じゃあ、当初予算で臨時職員の給料は上がってるけれども、職員やめたときに補充した臨時職員の給料は今回上がってないということはですよ、どっかで上げてんのかもわかんないですけども、結果としては全体に、マンパワーとしては下がってるわけでしょう。これで回ってるんですか、これで。回ってるということは、当然補充してるということやから、その補充の金が、じゃあ、幼稚園や保育所で賃金で上がってこないのはなぜなんですか。いま上げなくてもまだ余裕あるからですか、当初予算か、1回目か2回目の補正で。その辺の説明が全然ないじゃないですか。その点どうなんですか。

○議 長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

まず、町長部局につきましてはですね、これ、11ページの一般管理費の賃金で801万円の増額補正、今回お願いしております。これにつきましてはですね、賃金につきましては、当初予算につきましては1,100万程度、これは6名分の形での予算措置をしておりましたけども、先ほど申し上げましたように、年度途中の急な退職もございました。それから、あと、病休、産休、育休に伴います補充であるとか、そういった形での賃金につきましては、一般管理費につきましてはそういった形で計上いたしております。

○議 長

山口君。

○6 番

そら答弁になってないよ、そら。だって、そんなこと言ってるんじゃないもん。要するに、人事配置が、こんな大幅に今度の補正予算で、幼稚園で1,200万ですよ。ね。こんな金額が人事異動の調整で普通来ますか。だから、おかしいと思いませんか、これ。いや、最終的に決算したときにはちゃんとなりまんねんっていう話ですか。こんなん説明つかないよ、はっきり言って。住民にどう説明すんの。

○議 長

はい、副町長。

○副町長

幼稚園の部分について、御理解ということなんですけれども、実はですね、背景には幼保一体化施設への移行の関係で、いろいろ今回人事異動の手当てをしております。具体的に申し上げますと、はなさと保育園に充てました増員の

職員を研修という形で、兼務で幼稚園のほうに配置をしております。ですので、予算上の話としては保育園で計上しておるんですが、その分、実態的には幼稚園のほうで活動していただいておりますので、実態的な動きとしてはそういうことでございます。それに伴いまして、これまで幼稚園で計上しておりました臨時職員の経費が減少したというふうな形になっております。それについては、なかなか見かけ上説明してございませんので、予算上こういう形になりましたものでございますが、基本的にはそういう政策的な配慮も含めまして人事異動を行ったものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

山口君。

○6 番

でも、おかしいで。じゃあ、幼稚園に、保育所のほう増えてなあかんやんか。いや、はなさとはい増えてるけど、南減ってるじゃない。一つはね、幼稚園の子どもが減ってるからでしょう。いま130人切ったんかな、130人ぐらいでしょう。2年前まで170、180だったのが、130人になってるからでしょう。だから、そんなことも含めて、当初予算ではそれ、わからなかったからこういう、要するに、職員配置の問題でなってるんですかっていう話。ただね、もう一つ言いたいのは、臨時職員ばかり、ばかり言うたら語弊ありますけれども、比率が高過ぎるんですよ。だからこういう、これがそれにあらわれてるといふふうには思いませんが、でもいまの副町長の説明でも、話としてはおかしいですよ。保育所両方で980万減ってるんでしょう。ちやうかったかな。はなさとだけが980万減ってるんですか。

○議 長

副町長。

○副町長

もう少し丁寧に説明いたしますとですね、幼稚園のほうの育休、産休の人数、かなりございます。今回、人事異動を行わなければ、園長1名、それと正職1名というような体制の中で、その他全員が臨時職員というふうな開始の状況でございました。それをですね、やはり幼稚園の運営について、一定、研修をしていくということで、南から1名、はなさとから1名、それと子育て支援センターから1名ということを選定いたしまして、幼稚園のほうに、一旦はなさとに異動させた形で、研修で行ったものでございます。ですんで、実態的には南のほうで1名減ってるじゃないかということは、そういう意味では、幼稚園への研修のためにですね、南のほうの正職員1名、理解をいただきまして配置したものでございます。それに対しましては臨時職員で補填したということもご

ございますので、非常に大きな数字上の動きになってございますけれども、背景的にはそういうことでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

森田君。

○4番

いま、山口議員の関連ですけれどもね、やっぱり提案説明のときにきちりです、先ほど、11ページの臨時職員は、なぜ増えたかという理由がわからないじゃないですか。正職が1名やめたから増えたのか、休職でやめたのか、きちりそういうことを、説明のときにきちり言っていただきたい。それはお願いを申し上げときます。でないです、なぜ増えた、なぜ減ったかというのは全然わからない、理由がですね、減ったことはわかるんだけど、その要因が全然わからない。

それとですね、それは結構ですけれども、新園の園歌の話が出ておるんですけども、どういう形で園歌を決めていかれるのか。平群小学校のときは著名な方をお願いしたわけなんですけど、二つ園歌をつくらないといけないと思うんですけど、その辺のこと、わかれば。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

園歌の作成につきましては、いま現在、計画している段階なんですけども、その話で言いますと、平群小学校の校歌づくりを参考にした形で、作詞については作詞を手がけてる方をお願いして、作曲につきましても、いわゆるプロの作曲家をお願いしたいというふうなことで考えてます。この9月議会で新園の園名を決めていただけるようお願いしてますので、その園名が決まり次第、その園名に基づく園のいわゆるイメージとかなんかも含めて、作詞を一定プロの方をお願いして、作曲のほうもお願いするというふうな、そういうふうな段取りで考えております。

○議長

森田君。

○4番

ちょっとわかりにくいので、作詞は、そのつくってる方に依頼する言うて、当然そういう方だと思うんですけど、具体的にもう少しわかれば、町内の方を考えてるのか、公募をされるのか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

例えば、はなさと保育園の場合は、いま現在、奈良教育大の副学長をされている加藤先生がつくられました。今回、まだ直接御依頼もしてませんし、最終的な決定にも至ってないんで、はっきりとは明確には答えられないんですけども、現在、御承知のとおり、奈良教育大とはカリキュラムづくりなんかにおいても非常に大きな支援もいただいておりますし、教育大との官学連携の取り組みもしてます。そういった関係も含めて、その辺のラインで、はなさと保育園の園歌づくりとの関連も含めて考えていきたいというふうに思ってます。

作曲につきましては、これは先ほども申し上げましたように、平群小学校の校歌を作曲したときに、いろいろ我々も勉強させてもらいまして、その辺の人的なこともありますんで、そういった形で、いま現在ははっきりとは言えないんですけども、また、場合によっては、町内でそういう方がおられるようでしたら、そういう方なんかについても、もちろんその対象の中に入れていけばいいかなと思いますけども、いま現在はそのような考え方、方針で考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

よろしく願いいたします。著名な方でしたら費用がかかると思いますので、また、園児がわくわくするような、生き生きするような園歌をつくっていただきたいというふうに思うんですけども、27ページの発掘調査ですね、信貴畑で具体的にどんな方、お金の出入りは受益者負担ということでわかるんですけど、具体的なことがわかれば。

○議 長

はい、村社教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

お答えいたします。

信貴畑の七倉というところに、信貴山城の北東500メートル付近なんですけども、そこに信貴山城の支城がございまして、そこで土取りをした後、農地造成という計画があります。そういうことで、そこに対応しまして、現地の遺構の測量及び発掘調査、そういうものを計画してるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

よろしく願いいたします。信貴山城の遺構調査ということで、何かいいも

のが出てくればというふうに期待はしておりますが、それとですね、提案理由の説明のときにですね、平群駅周辺整備事業で、事業推進に伴う地図更正及び要する費用の予算措置のということで書かれてるんで、具体的にどんなことをされるような、その予算的な金額はどこに表示されてるんでしょうか。

○議長

岡田参事。

○都市建設課参事

それでは、お答えをさせていただきます。

場所ですけども、旧の南都銀行跡地の交差点、国道168号線沿いにあります。南へ50メートルの区間、既存の雨水排水路でございます。この50メートルのうち、20メートル部分が民有地になってございます。これまで、かねてより地権者の申し出もございましたし、この機会に、この20メートル分について用地買収を行っていきたいということでございます。ただ、あの辺、地図の一部混乱地もございますので、地図訂正をしながら用地買収を行いたいということでございます。同時に、計画断面が若干不足をしてございます。そういうことから、区画整理の区域外から50メートル間の雨水排水の改修を行ってまいりたいということでございます。

予算的には、都市再生の効果促進というのを使いまして、工事費で約1,965万7,000円でございます。用地買収で約300万を、今回、補助金から本体の駅周辺整備事業費に組み替えを行いまして、区画整理事業の補助金を1,900万減額ということで、予算の組み替えを行っております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

いまの話であれば、このやろうとしてくれることは区域外の話ですか、区域内の話ですか。

それと、いま、費用で1,960万ということをおっしゃったんですけども、この補正予算の資料では1,800万になってるんですけども、その辺はどうなるんでしょうか。

○議長

はい、都市建設課参事。

○都市建設課参事

現在の区間につきましては区域外でございます。区域外でございますので、組合施工では行えませんので、私ども都市建設課で着工をさせていただくとい

うことになります。

工事費は1,800万でございます。区画整理の補助金から1,965万7,000円を減額をしまして、駅周辺整備事業に組み替えを行いますので、大変申しわけございません、説明不足でございます。委託料、工事費、合わせまして1,965万7,000円ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長

森田君。

○4番

これは、起因するのは駅周じゃないですか。平群町がこういうことを起因してこの工事をするんでしょうか。駅周に起因して工事するのであれば、組合が負担するべきものじゃないかと思うんですけれども、その辺のところ、どうでしょうか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

原因が区画整理事業なのかいかなものかということがございます。区画整理事業は、基本的に、あの区域内で増える雨水排水については調整池に入れてまいります。ということから、下流部についてはかなり前の工事でございますので、現在の断面からいきますと0.3立米ほど断面不足になっておりますので、現在既設のところボックスカルバートを入れまして、区画整理側の断面とあわせて改修を行っていくということでございます。原因は、もともといま、上流から流れます雨水計画の断面不足がありましたので、この機会に改修をさせていただくと。この時期ですんで、飲むか飲まないかと言えば飲むんですけども、計画断面が0.3立米ほど不足しておりますので、この機会に補助金を使いまして改修をさせていただきまして、より効果のあるものにするということが目的でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長

森田君。

○4番

まあまあ、しっかりやっていただきたいと思うんですけども、上流域というたら駅周じゃないかなと思うんですけども、下流域が町のほうじゃないかなと思うんですけども、そのことはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

4ページの債務負担行為なんですけども、具体的に、機械警備のことだと思うんですけども、その辺だけちょっと、どんなものなのか御説明いただけませ

んでしょうか。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

通常の警備保障委託の内容でございます。新園の施設の警備保障っていうことです。

○議長

植田君。

○5番

すみません。ちょっと先ほど質問もあった部分なんですけど、19ページの予防費のところですね、私も何度か高齢者の肺炎球菌では質問させてもらいました。今回、やっとそれが実現するということではすごく喜んでるんですけども、この高齢者の肺炎球菌の予防接種を開始するに当たって、要綱で今回出てるんですけども、その中身を読みますと、対象者がですね、過去に肺炎球菌のワクチンを受けたことがない者というふうに記されてるんですね。個人でこれまで受けてこられた方もいらっしゃると思うんですけど、これ、5年間、大体ワクチンの有効性があるというふうに言われているんですけども、そうすれば、これまで自費で受けてこられた方が、これから補助がつくんですけど、自費で受けていた場合は初めてではないから、その対象から外れるというふうな形になるのではないかなというふうに思うんですけども、それはちょっとおかしいのではないかという問題と、先ほど言いましたように、5年間有効です。ということは、5年過ぎればその効力がなくなるということで、近隣の町では、1回接種した後、5年を過ぎれば再度その対象として、接種をする補助の対象とするというふうにしておられるところが何ほかあると思うんですけども、この条例でいけば、1回限りの補助という形に読めてしまうんですけども、そこら辺はどうなのか。当然、私は、5年を過ぎても、再接種のときには同じように補助の対象とすべきだと思います。インフルエンザは毎年補助の対象としてやってるわけですからね。本人負担1,000円で、あとは行政のほうからの負担でやってるという状況がありますので、当然それと同じようにする意味では、5年後の再接種のときもそうする必要はあると思いますし、最初に言いましたように、個人で受けはった方が5年過ぎて、補助ができてるけれども、自分は2回目になるからこの対象から外れるということは、そういうことはやっぱり避けなければならないと思いますが、この辺の対応をどのように考えておられますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの植田議員御質問の肺炎球菌のその5年の有効期限という点なんですけども、この辺、今回定期接種化に伴いまして、国のほうから一定のQ & Aというんですか、そういうのが出ておりまして、その中ではですね、5年ということがきちっとまだまだ定まっていないというんですか、実証されていないということも含めまして、ちょっと現在のところは、国のほうとしては、1回接種された方っていうのはもう対象者から外すという形になっております。私どものほうもその辺のところ、当然確認できる方につきましては確認させていただいて、対象者とはしていないという形になってます。ただ、不明な方っていうのは当然おられますんでね、記憶がないとかいうのを含めて、それは国の出されてる内容を見ましたら、対象者としてもいいというふうな形にはなっております。ただ、先ほど言われましたように、他の市町村が5年という期間を設けて、5年以降はまた受けるという形にもしております。ただ、この辺につきましてはですね、いま国がそういう方針を一つ出しておりますんで、いま国のほうも何か5歳刻みで、5年間のややこしい、ややこしい言うたら失礼ですけども、形で進めておりますのでね、その辺のところ、当然この5年の間には何らかの方針っていうのが出てくるのかなというふうにも思っておりますんで、いまのところはそういうふうな国の方針に従いまして、接種を開始していこうというふうに考えております。その5年以降の接種につきましては、当然検討課題というふうな形になってくると思いますんで、その辺につきましては、国の動向も逐次確認しながらですね、適時対応していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

植田君。

○5番

国のほうがはっきりその有効期限的なところを決めてないというか、そういうふうな見解だということをおっしゃっているんですけど、医師会なんかは、テレビか何かですてたときにテロップで出てたのかな、有効期間なんかも言われているのはやっぱり5年なんですね。5年たてば、せっかくやったワクチンの効力がなくなるっていうのは、これはもう言われているから、近隣の中でもそういうふうな5年、接種後5年、2回目の接種のときにも補助をつけていこうというふうな形で動いていくわけですから、ぜひ平群もそうしていただきたいし、最初に言うた、個人で受けた方が、このいまの要綱でいけば受けられないという形になるんです。それはちょっと何とかしてもらえますか。このいまの出

る要綱でいけば、個人で受けはった方が受けることができない、これも5年の有効性がどうかわからへんから、それは仕方がないと、そういうふうな、行政側は考えでおられるということなんでしょうか。

○議長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

基本的に、先ほど申しましたように、一定の5年というところが、一般論というんですか、ではもう実施されてるところがあるんですけども、先ほど言いましたように、何回も同じになりますけども、国の見解は現在のところそういう形になっておりますんで、町といたしましても、やっぱり慎重を期してそういう対応をしてみたいというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように、これというのはやっぱり逐次変わっていくということもございまして、その辺のところは、変わった段階で早急に要綱の改正なりをしていきたいというふうに考えております。

○議長

審議の途中でございますが、14時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時29分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

高幣君。

○7番

三つほどお聞かせ願いたいんですが、先ほど来、山口議員からも出ております人件費問題、これについてもちょっと入ってると思います。

まず1番目に、最近、野菊の斎場へ行きますと、正職員がいなくなってるわけなんですけど、この辺はどういうふうな感じになってるんでしょうか。今回の補正ではマイナス人件費と、こういうふうになってるんですけども、少しわかればお教え願いたいと思います。まず1番目は。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、野菊の里斎場につきましては、前所長につきましては年度途中の退職ということで、その後の4月の人事、いわゆる補充につきましては住民生活課主幹の兼務と、正職につきましては兼務で対応しているということで、あとは事務職員、臨時職員で日常の事務は行っているという状況でございます。

○議長

高幣君。

○7番

臨時職員が入っておられると聞きましたけれども、ちょっとお聞きしたいのは、それでは、過去、この斎場には正職員が1名ずうっといらっしゃったんですが、いま、正職員なしでもやっていけると、こういう事態になってるんでしょうか。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

いまの体制につきましては、総務防災課長から話があったとおりで、正規職員は基本的にはおらないということで、所長につきましては、本課の主幹を所長として配置しているところでございまして、本課と、また事務所と綿密に連携をとりまして、問題なく運営をしているところでございます。

○議長

高幣君。

○7番

では、特にいま、問題的には何かあるんでしょうか。そういうことはないんだろうと私は確信いたしておりますので、一応この件はこれで結構です。

2番目、新園の園歌の話なんですけど、いろいろと御計画は内々ではあろうかと思えます。ただ、私がちょっと申しつきたいのは、園歌は、前は、小学校のときには有名な河瀬直美さんが作曲されて、どなたかが編曲されたのと、こういうことでした。今度の園歌についても、できれば平群出身の方でやっていこうという計画はあるのか。特に作詞については、前は西山教育長さんの作詞でございました。今度はどういう計画であるのか、作曲についてはどんなふうなお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

こども園の園歌についての、作詞、作曲の話につきましては、午前中お答えさせてもらったようなことと同じ回答になるかとは思いますが、いまのところ、はっきり明確にどの方に作詞、どの方に作曲っていうことを、もちろんオファーもかけてませんし、決めてもないんですけども、一応予算確保に向けては、平群小学校の作詞作曲をした、その実績をイメージして考えてます。作詞につきましては、朝も言いましたように、基本的には、いま、具体的な話はまだ言わないほうがいい時期ではないかなとは思いますが、例えばはなさと保育園を作詞したときの経過なり、そういった方を通じた話とかいうふうなことも一つの案としてあります。ただ、とは言え、いま高幣議員もおっしゃったように、平群出身者の中で適した方がおられれば、それはそれでまた考えをめぐらせればいかなっていうふうに思ってます。

また、作曲につきましても、イメージとしましては、平群小学校の校歌を作曲していただいた、そういったイメージの中で、プロの作曲家でいうふうなイメージで、予算化については予算化しています。これも誰っていうふうに、まだ決定したわけではございませんので、もし町内の方でそういう方がおられるんやったら、それはそれで一つの対象と考えていきたいというふうには思っております。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございます。作曲についての話が、前は河瀬さんという超有名な方でございました。私も今回、この作曲について考えてみますと、平群の出身者で名古屋にも行かれてる方、それから東京へ行かれてる方、東京の方については、実はこの間、いつでしたか、6月でしたか7月か、ちょっと日にちは忘れちゃいましたが、王寺のほうでコンサートをなされておまして、この方、私も知っている人ですけども、やはりそういうふうに平群町出身、そして平群の小学校、その子が幼稚園へ行ったかどうか、ちょっと私、記憶ないんですけど、平群の小学校卒業、それから中学校卒業、その上で東京へ行かれて、王寺のセンターで一つのバンドを連れて、また歌手も連れて来られて、写真持ってますけれども、2時間ぐらいやられたと、そういう方もいらっしゃいますんで、金額的な問題でございます。前は50万以上の金額でしたけれども、25万でも何とかやっていけるんじゃないかなというふうな気もいたしますんで、いま申し上げた王寺であった方は、実のことを言えば、新聞にも載ってました。若葉台の人です、はっきり言わせて。そういうふうな、やはり平群に関係のある人をお願いをしたいなど。名古屋の方も、どうやら調べていったら、平群小

学校か中学校というふうな感じで聞いておりますんで、そういう県外者を使っていたくのも方法論ではないかなと。作詞については、前回の平群小学校の作詞は元教育長ですけれども、そういう方をお願いするのも方法論だろうとは思いますが。ちょっとこの件はそういうことで、一つの話として申し上げときます。

3番目、さっき発掘の件で話ありました七倉の発掘ということなんですが、もうちょっとその辺の事業について、どういう事業の中からそういう発掘作業をしなきゃならないのか、わかればお教え願いたいんですが。

○議 長

村社教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

失礼いたします。

約6,500平米ほどの面積を一応土取りするという計画で、その土を出した後、平坦な地形にしまして農地にすると、そういうふうな事業の計画が出てきまして、ちょうどその場所が中世の城郭、信貴山城の支城に当たるということで、発掘調査が必要だということで先方に提示したところ、その後、発掘届も出されまして、そして県から発掘が必要だという、そういう指示も出ましたので、発掘調査についての協議を進めているというところで、先般、発掘調査については町長宛の依頼文が出まして、町のほうからも発掘を受けますという受託の一応承認書を出していると、そういうふうなところなんです。地形的には、道路に沿って大きな土塁がずうっと伸びておりまして、特に西のほうからの防御が高いような形での遺構が現在残っておりますので、そのあたり、測量とか、あとは必要な場所を確認しながら発掘調査もしたいと、そういうふうに考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

この七倉の土地っというのはですね、地目的にはどういうふうな地目なんですか。私、ちょっとその辺薄いもんで、お聞きしたいんですが。

○議 長

村社教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

失礼します。

地目としては、農地じゃなく、山の、山地というんですね。

「山林」の声あり

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

山林ですか、失礼しました。そういう山林地形になります。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございます。ただ、そういう信貴山城の支城っていうね、支店の支でしょうから、支城だということは、何らかの形で、いま平群が観光にお力を入れておられるわけですから、そういう意味で、それは活用されるものなのか、できるようなところなのか、またどんなものが発掘されるかによって、我々の観光について力になるのかなど、こんな気もいたしておりますが、そのあたり、観光課長、どうでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

いまお尋ねの現場と言いますか、現地につきましては、一定土砂条例に該当する切土との事業ということで、切土後は農地造成ということで、農地にするということで出ております。こちらのほうはもう事前協議が済んでおります。ただ、発掘調査の結果で残さないといけないとか、そういった判断はあろうかと思っておりますが、観光活用としては、土地所有者が農地造成をするということになっておりますので、現時点ではそちらの利活用というのは考えておりません。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございました。いずれにしても、一番冒頭にも申しあげました人件費と、それから賃金と、臨時職員というこの問題については、これからも平群町として、本当に人件費が必要なもの、それが臨職でいけるんだとか、こんな判断のものが多々あると思っておりますので、こういうところは今後慎重にお願いをしたいと思っております。

これで終わります。

○議 長

はい、井戸君。

○1 番

13ページの戸籍住民基本のほうですけれども、先ほどからも話に上がって

おります中間サーバー・プラットフォーム構築負担金の件なんですけれども、今回は98万1,000円で、全部国から出るということなんですけれども、これ、もともとマイナンバー制導入に当たって、トータルでどれぐらいのお金がかかるのかっていうのと、この先、平群単独での負担があるのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長

はい、住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼いたします。井戸議員さんの御質問にお答えいたします。

現実にはですね、住民基本台帳のほうの既存住基のほうの施策費が今年度約650万円ですね、これは全額国庫補助となっております。そして、今回、この中間サーバーというのが、その上の機械になるんですが、それが98万1,000円、これも国庫補助金です。そして、また、税務課のほうでですね、システムの部分が将来的に、いまの現状の国のほうの施策といたしましては、3分の2は国が負担するというふうな答弁というか、回答をいただいております。具体的な、骨格的なそういう基本的な額っていうものはですね、現実的にまだ出ていないという状況でございます。国のほうからまだ、どんだけかかるかっていうのは、まだ具体的には出ていないっていう形で、徐々に徐々に出てきてるといって、こちらのほうの現場にいうか、町村のほうに関してはですね、現実的にまだ具体的な試算というものができてないという状況なんです。随時随時に報告させていただいてるという感じですよ。

以上です。

○議長

井戸君。

○1番

っていうことは、いまの時点でトータルがわからずっていうことは、平群の持ち出しがこの先どれぐらいかもわからないということですか。

○議長

はい、住民生活課参事。

○住民生活課参事

町の負担といたしましてですね、現実の問題としまして、既存住基の部分は、先ほどもお答えしましたけど、100%ということで、税務課が次に、番号制度の次の機械として入れるという形で、その部分は3分の2として聞いております。あと、災害とかですね、福祉部門に関しては、具体的な数字っていうものがまだ国では示されておられません。幾らあげるっていうことはまだいただい

てませんので。

○議長

井戸君。

○1番

ということは、これね、莫大な金額になりそうなのでちょっと怖いんですけども、いまの時点で決まってないということは、その残りの町が3分の1負担するということですけど、そこに関しての交付税算入ももうないとわかってるんですか。それとも、全くもうわかってない状況ですか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

いまの現時点ではですね、具体的な数字とかですね、3分の2は、税務の関係はいただけるってことは聞いてるんですけど、その3分の1の具体的なまた別の補填とか、そういうことまではまだ出ていないという状況です。

失礼します。

○議長

山口君。

○6番

福祉医療で、今回から精神障害者医療を県が実施するというところで、平群町も10月から、以前聞いたときは、何か10月実施は難しいみたいな話だったんですが、それは県と足並みをそろえてできるようになったという理解でいいのかどうか。

それと、半分町負担ということになるんですがね、今回のこの数字の積算根拠っていうのがわかればですね、示していただければと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

精神医療の関係でございますが、正直申しまして、県がいま、この10月から始めていこうということで、知事が答弁をされました。いま現在進んでいるのは、正直申しまして、福祉医療として進んでいるのではなく、自立支援のほうの作業が、名目は福祉医療という形になっている。ほかの福祉医療と同じようにされていれば、市町村もとまどうことなしに、また、いま12市で混乱している状況がございますが、そういうことも含めてなかったであろうというふうに思います。また、医療機関における重複請求というのも起こりにくい状況にあったのかもしれません。しかし、平群町の場合、対象人数も限られてお

りますので、ともかく望んでおられる皆さんがおられるので、実施をしていこうということで、今回、補正予算を計上させていただきました。

いま現在、想定している1級の方が、計算上は29人、2級が70人、これ、若干実数よりも多い目です。なぜかと申しますと、手帳の、いま現在、所持者の方が、先進県として実施されておられる山梨、あるいは愛知等で実際に踏み切られますと、やっぱり何割かが増えているという実態がございます。これはまた当然であるというふうに思いますので、そのことを見込んだ上で、実数にプラスアルファをした上で29人、あるいは2級で70人というふうに想定をして、予算計上させていただきました。ちなみに、1級であれば、この29人で、いま想定しておりますのは346万4,000円、2級70人で659万9,000円、合計で99人、約100人ぐらいということで1,006万3,000円というふうに試算をしているところでございます。

タイムスケジュール的には、今回、補正を承認をいただいて、電算の事業者とシステム開発という話になってまいります。10月実施というふうに申しましても、まだシステム立ち上がってませんし、早急に取り組み進めていきますが、実際に支払いを、1回目するのが12月の支払いになってまいりますので、その間の、若干時間的猶予があるというふうに判断をしておりますので、できるだけこの日程に沿うように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

わかりました。テレビのニュースになるぐらい、県下の市では実施しないみたいなことを言って、ひんしゅくを買って、また、関係団体から相当抗議の声が上がってるというようなニュースが最近あったわけですがけれども、平群町では10月から実施していただけるということで、それは喜ばしいことだなというふうに思います。

それと、その予防費で、さっきも質問出ましたけれども、私のほうは、これ、予算上は全部一般財源になってるんですが、当然国のということになるんで、交付税算入がどれぐらいあるのか、それがどれぐらいあるのかというのを説明していただきたいのと、それから、障害児施設給付事業、すごい増えてるんですよね。去年も、これね、24年度決算、500万やったんですよ。25年の決算が1,375万円、今年度、これ、当初予算で1,188万9,000円組んで、今回、1,462万の補正ですから、予算どおりいくとしたら2,600万にもなっちゃうんですね。去年の決算の倍になる。これは一体どうい

うことでそうなるのか、その点はもう少し説明、これは国が半分で町は4分の1負担ということですが、それでも相当大きい金額になってきますので、その辺の説明もいただけますか。

○議長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

予防費の関係の交付税の算入の話なんですけども、いま現在、ちょっと額のほうはまだ不明なんですけども、一応90%は交付税算入されると聞いてます。ただ、うちの場合、ちょっと単費部分がございますんで、その分は当然単費ということになるというふうに思っております。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

障害児施設給付費の増大ということで補正をさせていただきました。内容的には放課後デイ、あるいは児童発達支援、児童相談支援事業等がございます。特に、放課後デイにかかわっては、当初予算計上段階、昨年11月、12月段階における状況で算定をしておりますが、この段階では12.7人というふうに想定をしておりました。しかし、実際ふたをあけますと、いま現在30人近い、29人近く対象の方がいるということ、それと、月平均の昨年における利用日数が6.75日であったものが8日ということで、利用日数も増えているという状況でございます。その部分で約1,560万の不足が出るというふうに判断をしておりました。若干、次の児童発達支援の関係では、当初、昨年の段階で2人、いま現在も2人、月平均の利用が7.66日というふうに算定をしておりましたが、ふたをあけますと2.62ということでございましたので、これは若干、当初よりも少なくなる予定でございます。

次に、児童相談支援にかかわっては、当初、対象の方はございませんでした。それがいま現在5名ということになりましたので、結果、この分について、16万円ほどの不足が発生するということがございまして、差し引きしまして1,462万3,000円の補正ということで今回計上させていただきました。直近の実数、実績に基づいて3月末までの予算を推定したところでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

わかりました。ちょっとわからない分野なんで、この辺、これだけ金額が一

気に、当初予算以上の補正を組まざるを得んというのはね、そういう事情で仕方がないと思いますが、最後にもう1点だけ、歳入のほうの地方交付税、これはもう早く新聞に載りましたから知ってたんですが、臨時財政対策債も入れればですね、当初予算より1,100万円も増えてるんですよ。去年も当初予算より実際の交付税は多かったわけですが、奈良新聞には、奈良県下で増えたのは平群町と川西町だけだと、平群町が増えた理由に税収が減ったからと、こう一行書いてあったんですが、それで間違いはないですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、基本的には、交付税については、需要額と収入額の差という部分で埋め合わせられるものでございます。我々も今回、こういった形で算定額確定をした中で、どうして増えたんだというふうな分析をいたしました。やはりその中で、個人住民税の減少というのも一つの要因であるというふうには理解をしておるところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

予算は早目につくりますから、当然その段階ではわからなかった。じゃあ、いまの答弁であれば、その奈良新聞に書いてある税収落ち込みによることで増えたということであればね、当初予算で見積もってる町税ですね、町税が、だから、これ、交付税で見てもらってるぐらい予定より落ちるという理解でいいんですか。これは税務課長が答えてくれますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

確かにですね、税収の落ち込みというのは現にございます。特に、いわゆる町民税の所得割が前年度よりも、24年度と25年度の現年課税分で言いますとですね、前年度比99.1ですから、9%落ち込んでるというふうなことになっております。あとの税収についてはですね、固定資産税にしても地価の下落もございますが、いろんな施策も含めて横ばい程度になってきてるかなと思ってるんですけども、やはり、いま議員御指摘のように、平群町だけに限ってじゃなしに、奈良県全体も町県民税の落ち込みというのがございますので、そこはしっかりと分析もしていかなきゃならないんですけども、いま御指摘のとおりだというふうには認識をしております。

○議 長

山口君。

○6 番

聞いてもわからんと思うんですけど、税込落ち込んでいるというのは、この間、ずっと指摘してきて、平群町の場合、人口減もそうですし、それから退職による1人当たりの、要するに収入が落ちて、いま課長言ったとおりだと思うんですけどもね。ただ、今回の場合、私、聞いたかったのは、県内39市町村で、平群町と川西町だけが交付税増えた。川西町の場合はちょっと違う理由書いてましたけれども、奈良新聞はその短い記事しか書いてませんからね、よくわかんないんですが、当然、それ決まったのがもう大分前でしょう。8月の頭ぐらいですか、7月の終わりぐらいでしたか。新聞に載ったのをたまたま見たんですけど、そこからもう1カ月たつとすればですよ、なぜそうなるのか、当然、需要額と収入額で計算して、当初予算で予算積算してるわけですからね。今回、これ、1億1,000万も普通交付税で、1,100万円って1億1,000万円やね、ごめんなさい。1億1,000万も増えたわけですから、当然ね、そういうのはなぜかというのをね、私は分析する必要あると思うんですよ。だって、喜んでばかりいられないんですよ。さっきも言ったように、税込が落ちて、もらうのが増えたんだったら、あんまり喜んでばかりいられない。25%要するに減るということですからね、全体的に収入は。だから、そこんところも含めてどういうふうに見てんのかなど。だから、奈良新聞を例に出したのは、奈良新聞がそう書いてということだけであってね、町の財政当局としては、やっぱりきちんと財政的には分析していただかないとだめなんですよ。決算のときにもまた言いますけれども、その点はしっかりやっていただきたいということはお願しておきます。この件は結構です。

○議 長

税務課長。

○税務課長

先ほど、ちょっと訂正をお願いしたいんですけども、私、いわゆる町県民税の、町全体の現年課税の分を99.1というふうに、全体のいわゆる落ち込みが99.1、前年度比というふうに言いましたが、質問の趣旨がですね、個人住民税のいわゆる所得割というふうに理解をしておりますので、そこで言いますと、前年度比95.6というふうに訂正させていただきたいというふうに思います。

○議 長

ほかにありませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第38号について採決を行います。
本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することと
決しました。

日程第14 議案第39号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第39号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

介護納付金について、いま、確定したということなのですが、40歳から7
4歳までの国保加入者の、要するに介護保険の2号被保険者に係る部分だと思
うんですけども、1人当たりの負担は幾らになりますか。

それからですね、償還金、ここんどこ平群町はいつも償還金で、国から返し
てもらおうとかいうのがないんですけども、2,371万円、これの内訳につ
いても説明してください。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、御質問の介護納付金の1人当たりということで、約5万9,700円でございます。

それから、償還金の分ですね、これにつきましては、内訳といたしまして、療養給付費国庫負担金の返還金といたしまして1,610万4,849円、退職医療に係る療養給付費交付金分の返還金といたしまして636万559円、特定健診事業の国庫負担金返還金といたしまして60万3,000円、それから特定健診事業の県の方ですね、返還金といたしまして同じく60万3,000円、それから高齢者医療制度円滑運営事業補助金の返還金といたしまして3万8,000円ということでなっております。

○議 長

山口君。

○6 番

1点、今年度も国保税引き下げをいただいて、非常にありがたいことなんですけど、それで、今回の補正では、税収の減額措置もされてるんですけども、当初予算では、当然、前年度の決算が出てませんので、数字がわからないからあんまり問題にならなかったし、私もしなかったんですが、今回、これ、補正した後の国保税の税収をどう見てるかというのは、補正後は4億5,757万5,000円になるんですね。ことし6月の引き下げ条例の提案のときの説明では、大体5,100万円の減税だという説明でした。それからすればですね、昨年、25年度の決算が5億3,231万8,000円ですから、そこから5,100万円引けば大体4億8,130万円になるんですね。そしたら、この乖離が何ぼぐらいあんのかな、4億8,100万やから2,400万ほどですね。だから、この補正した額っていうのは、どういう積算でこうしたわけ。私やったら、いま言ったような説明のと通りの金額で積算しますが、健康保険課としてはどういう理由でこういう補正になったのか、その辺の説明いただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま議員がお述べになった点なんですけども、今回の補正予算につきましては、あくまでも6月時点で賦課して、それに伴う調定額というのが出ましたんで、それに伴いまして、一定の率を掛けて予算計上をしておるということを、

そのままの実数をここに入れさせていただいております。先ほど言われましたように、この税額につきましてはですね、段階的には予算時点、それから調定のところ、それから決算ということで、一定、三段階に分かれてくるかなと、その中で一定のやっぱり影響額っていうのは、どういう形を出していくんだということも非常に課題になってくるかなということ、今回の予算のこういう形を出させていただいたときにも、ちょっと課内でもそういう話をしまして、いろんな数字を見てますと、なかなかちょっとわかりにくい点が出てくると。ただ、当然、影響額を計算したときにはですね、前年度の所得に応じてやっておりまして、それが今年度にするともたまたまやっぱり変わってくるというのはございます。その辺のところというのは、非常に、もうちょっと今後もやっぱり研究していく必要があるんじゃないかなというような話もしておりまして、そういうことで、やっぱりどうしても予算、それから調定、それから決算ということで、一定のやっぱり数字的な動きが出てくると。今回の補正につきましても、医療分だけじゃなしに、ほかの部分っていうのも一定変えております。その辺のところでもやっぱり数字が変わってくるということもありますので、こういうふうな形になったということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

さっき税務課長の答弁で、所得割の落ち込みが前年度比で95. 何ぼって言うってたから、当然その分の考慮、いままでやったら二、三%見てたのが、5%近くも落ちてるということやから、当然、税率は一緒でも収入は減ると。たしか、いま、その話聞いてちょっと思い出しましたが、前、今年度6月の課税分、聞いてた金額、いま、ほかので見たらあったから、それで見れば大体合うてるなというふうには思いますけどもね、これは逆の意味で深刻ですので、国保税とは関係ないですけども、逆の意味で深刻ですので、そのことはそれでよくわかりました。それで結構です。

○議 長

ほかにありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

日程第15 議案第40号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

日程第16 議案第41号 平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第41号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに

決しました。

続きました

日程第17 議案第42号 平群町道路線の廃止について

日程第18 議案第43号 平群町道路線の認定について

以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第42号 議案第43号 提案理由説明

○議長

これより本案2件に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

この大規模店舗で町道の廃止と認定ということなんですけども、規模的に聞けばですね、非常に大規模な店舗になるわけですね。いま5店舗あるわけなんですけども、新しい店舗とほぼ同面積ぐらいのものが建つということで、町民に対する関心というより、影響度も多いと思うんですけども、開発許可が当然おりたと思うんですけども、県並びに地元からの要望とか、そういうものがわかれば、ちょっとお教えいただけませんかでしょうか。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

開発許可でございますが、8月27日付で開発許可通知書が発行されておりました。速やかに、現在、御承知のとおり工事着手に入っているという状況でございます。

地元からの要望ということでございますけども、基本的には地元説明会、あるいは地権者説明会、さらには大店立地法に基づきます説明会、これが7月19日に開催をされたということでございますけども、私ども聞いておるのは、とりわけ店舗の立地に対する反対であるとかですね、具体的な要望であるとかというのは、特には聞いてないというのが状況でございます。

○議長

森田君。

○4番

そうすると、県からも何か付帯条件とか、そういうものは出てないというふうに理解していいんでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

県からはですね、当然、関係各課にまたがる事前協議というのは全て終わっておりまして、それぞれ担当課によりますそこの所掌事務に対する指示事項、それはあるわけでございますけども、全て法的には問題なくクリアをされたというふうに聞いております。

○議 長

森田君。

○4 番

道路と関係ないような、関係あるような話なんですけども、これ、イオンさんが住民説明会されたときの図面と開発面積が変わってるんですね、開発エリアが。何か意味があるんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

ただいま提案しておるのは道路認定、廃止ということなので、深く答弁できるかどうかわからないんですけども、もともと約3ヘクタール、南都銀行の南側からいまの開発区域までの区域を開発区域とするという、そういったことで進めてこられたわけでございます。ただ、これにつきましては、先般の全員協議会でも説明をさせていただいたというふうに記憶してるんですけども、一定、県の指導等もありまして、要するに、建物立地に伴わない区域については開発区域から除外をするようにという、そういった指導があったと、そんなことがあります。開発区域から一定除外をされて、南都銀行の南側の区域については、要するに農地転用の届け出案件で、盛り土を着手されたと。開発区域については若干面積が減ったということで、当初の地元説明の区域からは若干変更になったと。ただ、建物の配置については、基本的には変更ないというふうに理解をしておるところです。

○議 長

森田君。

○4 番

それでは、本来の道路のことなんですけども、これ、廃止した道路の扱いですね、町有地のままに残されるのかということと、当然、これ、農地ですので、水路関係のことがどのようになるのか。耕作地が下のほうにあらうかと思えますので、その辺のことはどのようになっているんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

本日、道路認定、廃止の議案を可決いただいたら、速やかに普通財産に手続をさせていただくということになります。だから、道路法の網は外れるということになるわけです。

あと、御指摘いただいております下流域の農地の関係でございますけども、これも下流域の耕作者と事業主のほうとの話し合いの中で、水路については確保する、そういった旨でいま進めておるといふうに聞いておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いま、水路の話なんですけど、話を進めているということは、普通は同意を得てから工事をするのが一般的だと思うんですけども、当然そういうことになってると思うんですけども、そうしますと、普通財産になれば、当然賃料が入るといふうに理解していいんでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。ちょっと管財のほうから御答弁申し上げます。

本議案が可決されまして普通財産になりましたら、当然、普通財産の使用ということでございますので、行政財産の使用料条例に基づきまして、一定、使用料のほうは発生をする、また、町のほうは徴収をさせていただくということになります。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほどの水路のことですけども、普通であれば、水路をまとめると太く、量的に大きくなると思うんですよね。この敷地内を通すようになってるんでしょうか、水路は。普通であれば、迂回すればですね、まとめれば、10の水路であれば10の容量をつくらないといけないと思うんですけど、それと勾配の関係も、その辺のことはうまくいくんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

一定、バイパスに近いところで、雨水の調整池というのも確保されるという、そういった計画になっておるわけでございます。南側の農地の地権者の方からは合意をいただいているという、その辺のところは、事業主のほうには確認をしておるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

それと、これが、そういうことになっては困るんですけども、ザ・ビッグエクストラさんの平群支店が撤退したときに、どんな形にイメージすればいいんでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

イオンビッグと地権者については事業用の定借ということで、これ、公正証書を交わすということで、まだ公正証書は交わしてないんですけども、近々にそういう形の契約をするというふう聞いております。基本的には、借地期間については20年というふうにも聞いておるところですので、20年たったら、これ、事業定借の趣旨から言いましても、原形復旧するということになるかと思っておりますので、建前上はそうなるかと。

ただ、この場所につきましては、先般、平成23年に線引きをしまして、市街化調整区域から市街化区域、用途で言いますと近隣商業地域、地区計画もさらには設定をしております、店舗専用地区と、最低敷地面積も1,000平米以上の建物を建ててくださいと、そういったことで土地利用を誘導してるわけです。したがって、これについては、今後ですね、地権者の意向も十二分に尊重する中で、今後、土地利用については考えていくべきじゃないかなというふうに考えております。

○議長

山田君。

○9番

ただいま、いろいろと説明をいただいたんですけど、この道路廃止については、先ほど課長のほうからも答弁ありましたように、全員協議会の中でも説明をいただきました。その中で何点か確認をしておきたいんですが、その中で、地権者の方と開発事業者の方の中で、道路廃止に伴いましての20年の定借、その後のことについて、特に説明が不足しているようなことを私もちょっと聞いたんで、行政のほうからしっかりと指導していただきたいということを要望

したところ、その点について指導いただいて、地権者の方からもその辺の説明もはっきりいただいたと。その中で、地権者と開発事業者の中では、今後、20年後に撤退をされた場合に、現在の道路についてどうするかということで、機能を復活させると言いますか、道路の機能を復旧するという意味合いの覚書も取り交わされたようなんです。そのことは、行政の指導いただいたことで、大変感謝もされていたんですが、行政と開発事業者の中でですね、そのことで今後、開発事業者のほうは道路の機能の復活もするとおっしゃってるんですが、行政の指導としてですね、行政と開発事業者の中で、今後、指導なり覚書を取り交わされることもあるかなと思うんですが、その道路の機能を復活することについては、今後どういう指導をされていく考えなのかお聞きしたいんですけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

道路廃止後の賃借に係る部分でございますので、管財のほうから御答弁申し上げます。

御指摘いただいた今後の道路の原状回復につきましては、先ほど都市建設課長が申し上げたとおり、原状復旧というのが基本的な原則であるというふうに理解をしております。

事業者と町の約束事という部分で、何をもって担保していくのかということでございますが、当然、賃借におきましては、事業主と町のほうで土地賃借契約書を当然交わします。その中で、当然、20年先ということになりますが、土地の明け渡しにつきましては、当然更地というか、原状復旧をして返すものであるという旨、もう1点、本契約終了後、町道の計画というのがその時点でどうなるかっていうのは、当然議論すべきことやと思いますので、そこで平群町と事業者、並びに事業区域内の土地地権者との間で再度協議を行うという一文を入れた土地賃借契約を結ぶ予定でおるところでございます。

○議長

山田君。

○9番

再度協議を行うという一文を入れての賃借契約を行うということで言っただいて、それであれば、地権者の方もまずは一安心かなと思うんですけど、その上でですね、再度確認をしておきたいのは、先ほどの答弁の中でもありましたように、行政財産から普通財産になるわけです。この面積から言いますとですね、自治法上も議会の議決が必要なくですね、当然予算には出てくるんで

すけど、売却は可能なわけですよ。御存じのように、土地というのは、道路に接道してこそその値打ちと言いますか、価値観が高いわけでありまして、今後の利用計画も含めてですね、そういった意味では、地権者の立場になってみますとですね、道路に接道しているということが、20年後どういう用途地域に変わっているかもわかりませんが、接道しているということの土地の価値というのはかなり高いわけですよ。そういう意味では、今回、廃止に至ってもですね、利用形態が変わったときにはですね、その土地の利用価値、利用についてはですね、先ほど言いましたように、接道していることが大切であって、また、道路を再認定と言いますか、復活という協議もされることになる可能性もあるんで、そういった意味で、要は、行政としては、これは元道路としてですね、普通財産になってもしっかりと、売却せずに町の財産として今後も持ち続けていくということ、どなたが約束していただけるのかわからないですけど、いまの現時点の考えとしてですね、その辺のことについてはちょっと一言、いまの考えと言いますか、しっかりとお話しをいただきたいと思うんですけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま御質問いただきました件でございますが、基本的に、今回、普通財産に落としたということで、この事業主として向こう20年間、用地としてお貸しをするという形で契約を結ぶわけでございますので、基本的にはその期間、町がその物件に対して、当然所有権という部分に至る部分については、何かをするというのは、まず契約上の決め事も含めて、それはできないことなのかなというのは一つございます。それ以降の話でございますが、当然、その契約満了後、土地の明け渡しというのが仮に起こった場合のことでございますが、本件の土地にかかわる町道の計画につきましても、この契約書の中にも入れるつもりをしてる文言でございますが、本事業区域内の地権者との協議というのを十二分に理解をいただきながら、そこの部分については協議をしていく、また十分に担保をしていくというふうなことは十分に考えておりますので、ちょっと先の長い話ですので、いま、ここで必ずというふうなお約束的な答弁はなかなかできないんですけども、そういった旨も含めて、十分に理解はさせていただいておるところでございます。

○議長

山田君。

○9番

なかなか誰が約束をするんだと、いま、先のことは軽はずみに、軽はずみと

いうわけではないんですけど、なかなかしっかりと約束できないということもわかるんですけど、いま課長のほうからは、将来的な利用も含めて十分協議をしていくということもお話しをいただいたんで、当然、勝手に売ってしまうということはないと思います。今後も売却の際は、当然予算なりであらわれてくると思うんですけども、そういった意味でね、土地の利用という、土地の価値観という意味では、道路は大変重要なものであるということのために、今回、道路を廃止して普通財産にするということなんで、その辺はしっかりと今後も協議をして、地権者とも協議をして進めていくということでもよろしく願います。

○議長

山口君。

○6番

いま、この間の議論も含めてちょっと質問しますけれども、いま、普通財産にするということで、地代が入ることなんですけど、その点で言うとね、先ほどの説明では、平群町の基準でっておっしゃった。ただ、イオンビッグと町以外の、下垣内、三里の地権者との契約がどうなってるのか全くわかりませんが、そこの兼ね合いはどうなるのかってというのが1点。

それからですね、これ、道路が基本的に短くなるわけですから、当然、平群町の交付税算入も減るわけですよ。それは幾らか。それと、さっき言った町に入る地代との兼ね合いは一体どのようなものなのか。

それと、もう1点は、この真ん中の道が、要するに私道に、新しい店舗ができてですね、真ん中を通る道ができて私道になるわけですから、当然公道とは違った意味合いになるということで、この前の話でも、店が閉まってる間は通り抜けができない。ということになれば、東側の集落の人たちにとっては、この道を利用されてる人がどれぐらいあるのかわかりませんが、不便になるという問題が起こるわけですよ。その辺についてはどのようなことになっているのか。

その3点についてお答えいただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

いま、山口議員のほうから御質問いただきました前段の2点につきまして、管財のほうから御答弁申し上げます。

まず1点、今回、普通財産ということで、事業者のほうにお貸しをするという部分でございますが、そのいわゆる賃料というのはどういう基準で定めてい

くんだということですが、平群町の場合、行政財産の使用料条例というのがございまして、基本的には宅地並み課税の2%を乗じた額ということになってございますので、基本的にはその額で事業主のほうと契約になるのかなと。ただ、一定、面積も広い部分でございまして、どの位置をもって評価をするのかというのはあるとは思いますが、何分賃借料の取り方も含めて、他の地権者の方々との整合性なんかも含めながら、なるべく町が、何と言いますか、収益につながるような貸し方っていうのは当然考えていきたいというふうには考えております。ただ、条例事項でございまして、一定の基準額というのはそういう形で、条例に基づいた形で算定をしまいたいというふうには考えております。

あと、交付税の関係でございまして、当然、この区間ですね、町道が短くなるということがございます。一定、非常に町道路線も長い部分でございまして、この部分だけを廃止をしたら交付税としてどのぐらい影響があるのかということですが、非常にざっくりとした試算でございまして、大体約17万円程度、交付税としては減額になるのかなというふうな試算はしております。

そういうこととございまして、例えば、ちょっと一定、こちらのほうの試算といたしまして、交付税が減った分と賃借料との兼ね合いという部分も、一定、試算はいたしたところでございまして。その中で、あくまで仮にでございまして、近傍価格の路線価をもってこの土地の評価をした場合の賃料ということで、約38万円程度の賃料かなというふうには試算しておりますので、そこから引き算をしますと約20万程度、貸すことによる増収って言いますか、兼ね合いといたしまして、収入としては見込めていけるのかなというふうには試算をしております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の御質問にお答えをいたします。

まずですね、いま現在、道路廃止の提案をさせていただいているその道路から北側に約25メートルから35メートルの間で、イオンビッグの開発区域内に専用道路が設置をされるという、そういう計画になっております。バイパスに接続しておりますので、そちらに信号機がつくと、そういう計画でございまして。この道路でございまして、この新設道路につきましては、あくまでも店舗への来客、来店をスムーズに誘導するために設置されるという店舗専用の

道路ということでもありますので、大井手路線に接続してるんですけども、基本的にはその大井手路線への車での通り抜け、通行はできないような、そういった構造にするというふうに聞いておるところでございます。

あと、営業時間外については、車どめ等で、一般車両についてはクローズにすると。大井手路線の通り抜けの関係については、再三地元のほうからも要望がありまして、この店舗が出店することによって、大井手路線の交通量が増えることが非常に懸念されると、そんなことがありまして、できるだけそれに対して対応をしてきたということでもございまして、そんなことがありまして、基本的には、この道路についてはイオンビッグの道路であるということ、町道認定ということに対しては考えてないというのはまず申し上げておきたいというふうに思います。これはあくまでも、通り抜けの件もありますし、いろんなことを総合して、そのような形にするのがベターであるというふうな判断をさせていただきました。

あと、議員御指摘をいただいております、その地域住民が不便になるということに対する考え方ということでもございますけども、いまの廃止の提案をしておる道路につきましては、まず一つは、地域の方々が散歩であるとかですね、バイパス方面への徒歩での買い物、あるいは地権者がですね、これ、もともと農地でありましたので、農耕用の用途として利用されてきたという、そういう道路であるというふうに認識しております。これはですね、その土地利用が変化をすると、変化したということで、地権者の道路利用の必要性はなくなったということがあります。既存の町道から北側に、先ほど申し上げました区域内道路が新設をされるということになりますので、生活道路については、これは代替機能を持たせられるというふうに判断をしております。基本的には、歩行者についてはこちらの道路を使っていただくということで、とりわけ地域の生活道路の中でも、三里の中之宮集落の皆さんがこの道路を利用されてるというふうに聞いておりますので、そちらの皆さん方については、この開発区域内の道路を使っていただけるというふうに判断をしておりますので、この道路の路線廃止に伴いまして、代替道路の機能も確保はできてるという、そのようなことも含めて、この町道については廃止の提案をさせていただいても公益上支障がないという、そういう判断に至ったわけでもございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議 長

山口君。

○6 番

さっき私ね、賃料の問題、普通財産となった場合に、賃料のことを聞いたの

は、その平群町の基準は、もちろんそれはそれしかできないんでしょう。ただね、ほかの地権者との兼ね合いで、ほかの地権者がどういう契約してるのかわかりませんが、一般的な契約として、高いのか安いのか知りませんよ。一般的なことはわかりませんが、当然ね、同じように一帯として貸すわけですから、ある意味、その足並み、場所によって、そら値段、ちょっとずつ違うんでしょうけどね、平群町だけ例えばむちゃくちゃ高いとか、むちゃくちゃ安いとかいうことになればね、ちょっとぐあい悪いわけでしょう。その辺はもうちゃんとやってるんだと思うんですけれども、金額聞いたら知れた、知れた言うたら怒られるけれども、金額なんですけどね、その辺でほかの地権者とそごのないようにしないとイケないと思う。2%、条例っておっしゃいましたよね。借りるときも、貸すときも、平群町は、条例でその路線価に対する2%ってのは決めてるというのは間違いはないですね。この前、何か違うみたいな話もちょっと出てましたけど。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、基本的に使用料条例でございますので、いわゆる町が貸す場合、それに対して使用料を取る場合ですので、一応自治法の規定に基づきまして、条例化が必要やということでございます。町が借りる場合につきましては、基本的にはこの条例を参酌をさせていただくということと、あと、補完的に要綱であり、また内規等々で決めていくっていうのが手順でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

いや、前段が質問で、後のは確認でしたからね。前段は、要するに整合性がとれるんですねって、ほかの地権者の方と。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

実際、個々の契約の中身になってまいりますので、どの地権者の方がどういった金額でっていうのはなかなか私どもわかりかねるところがございます。基本的に、いま考えておる中では、この条例の基準にのっとりまして、基本的に宅地並みの評価額ということになっておりますので、近傍のそれに近い宅地の評価額っていうのは当方でも理解ができておりますので、それをもってのお話

し合いになるのかなっていうふうな理解はしておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いまですね、イオンビッグさんがずっと存続する前提でお話しされてると思うんですよね。世の中どう変わるかわからないわけですから。過去においても、大手の流通業者が倒産したとかですね、そういうこともありますので、権利関係だけはきっちり押さえておいていただきたい、それはお願いしておきます。イオンさんは未来永劫あるとは限りませんし、途中でどっかに変わる可能性もあるしですね、その辺は、私は過去にそういうことも経験しております。そういうことも踏まえて、きっちり権利関係の担保だけはお願いをしておきます。

ただですね、問題は、イオンビッグさんの御説明は、この商圈は、この土地から20分以内を商圈としてるということで、生駒とか三郷とか斑鳩の人がここに来られるということなんですよね。そうすると、イオンさんの話であれば、マックス1日3,500台の車が通行すると、そうなったときに、町としては、将来の道路網の整備も私は必要じゃないかなと思うんですよね。生駒のために平群の住民が迷惑することも困りますし、三郷町の方が買い物に来てですね、平群の住民の方の交通渋滞に巻き込まれるということも困るわけでございますので、道路の、特に平群の場合は南北しか通っておりませんので、その辺のことをどのように今後検討されようとしてるのか、お尋ねします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、今回の廃止路線につきましては、先ほどから再三申し上げますように、一般交通の用に供する必要がなくなったということでございます。理由も申し上げます。

議員が御心配いただいております南北の道路網の考え方はどうなのかというところでございますけども、これは当然その接道がですね、国道あるいは国道168号バイパスという、そういうことでつながっていったるわけでございますので、非常にその県の考え方というのが大きな部分を占めるのかなというふうに思っております。いま現在、椿井橋のかけかえ、あるいは県道椿井王寺の改良、北側でも小平尾バイパスの築造、そういったことを進めていただいておりますのでございます。いま現在、平群町の領域の国道168号バイパスが2車線でいいのかどうかということについては、いま県の考え方としては、いま現在このままでいくというふうに、そういう道路の考え方でございます。

今後ですね、交通の推移等々は見ていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議 長

ほかにありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案2件に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより議案第42号 平群町道路線の廃止について、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

続いて、これより議案第43号 平群町道路線の認定について、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

15時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時35分)

再 開 (午後 3時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第19 | 認定第1号 | 平成25年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第2号 | 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第3号 | 平成25年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第4号 | 平成25年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第23 | 認定第5号 | 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第24 | 認定第6号 | 平成25年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第25 | 認定第7号 | 平成25年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第26 | 認定第8号 | 平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第27 | 認定第9号 | 平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第28 | 認定第10号 | 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計 |

歳入歳出決算の認定について

日程第 29 認定第 11 号 平成 25 年度平群町水道事業会計決算の認定について

以上 11 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 10 号までの提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 提案理由説明

○議長

ここで時間延長を行います。午後 7 時までといたします。

○会計管理者

認定第 8 号 認定第 9 号 認定第 10 号 提案理由説明

○議長

御苦労さんでした。

続きまして、認定第 11 号の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第 11 号 提案理由説明

○議長

続きまして監査委員から、監査結果の意見を求めます。馬本監査委員。

○監査委員（馬本隆夫）

それでは、一般会計及び特別会計決算審査結果の報告を申し上げます。

平成 25 年度の平群町一般会計及び特別会計並びに基金運用状況等については、本年 8 月 4 日から 8 月 22 日まで審査を行い、町長に対して意見として提出させていただきました。

決算審査意見書については、既に皆さんのお手元に議案と一緒に配付していただいておりますので、概要につきましては簡略に御報告させていただきます。

審査の方法につきましては、各決算書及び決算附属書類など関係法令などに準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認などの手続を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。

なお、各会計の予算の執行及び事務処理等についての審査は、毎月実施しております例月出納検査などの結果を参考に審査を行いました。

決算審査意見書の 1 ページから 34 ページまでは決算の概要、一般会計及び

特別会計の歳入歳出状況の年度別、項目別明細並びに基金の運用状況等について記載をしております。

次に、35ページから36ページにつきましては結びとして、監査委員の意見を述べさせていただきます。

結びとして、平成25年度の決算審査をする中で、近年の決算状況を見ますと、平成16年度より6年連続して赤字決算であったが、平成22年度決算では実に7年ぶりに黒字に至ったところであります。平成23年度決算においても実質収支は黒字になったものの、単年度収支は再び赤字となりました。平成24年度決算では、実質収支並びに単年度収支とも黒字となったものの、平成25年度決算においては、実質収支は黒字となり、単年度収支は赤字となったが、実質単年度収支は黒字となったところであります。

その要因としては、歳入面では当初予算と比較して、国の緊急経済対策による交付金の交付や地方交付税の増額、総合スポーツセンターの事業用地の事業化に伴う町債の発行があったことにより、恒常的な財源不足を補ったことや、歳出面では人件費を初め継続した経常的経費の削減に取り組んだ結果と判断されます。しかしながら、当初予算で見込んでいなかった歳入が相当額あったにもかかわらず、実質単年度収支が2,126万2,000円にとどまっており、予算編成における歳入・歳出の見込みを改めて精査する必要があると考えるところであります。

今後とも、第2次平群町行財政改革大綱に基づき、限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、緊急性と必要性の高いものを選別し、各種事務事業の効率的な執行に努められ、ひいては財政の健全化に向け引き続き取り組まれます。

まとめといたしまして、平群町において本格的な少子高齢化が進む中、医療や福祉といった分野における行政需要が高まる反面、税収入の確保は困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、安定的な財政運営を行うため、今後、公共施設の整備等については、優先順位を厳しく選択し、効果的な事業執行を行うこととあわせて、平群駅周辺整備事業の推進、補助金、起債の償還等の財源確保が必要なことを見据え、計画的な行財政執行がより一層求められております。

引き続き、財政の健全化を維持していく上で、常に費用対効果を意識し、さらなる経費の削減を図り、効率性や有効性に配慮し、予算執行に努めることが求められているところであります。

また、税収の確保については、第5次総合計画の基本戦略による施策になっている人口対策として、住宅の流通や定住化の促進、雇用・労働・産業の場の

創出等各種対策を実施し、より一層の努力が期待をされております。

今後も、本町を取り巻く財政状況はますます厳しい状況が続くものと思われ
ますが、早期健全化基準に該当することのないように予算執行に意を払い、町
財政運営に鋭意努力されることを要望するところでもあります。

また、37ページ以降については、決算審査の資料をつけさせていただいて
おります。御参考にしていただければと思います。

以上、監査委員からの決算審査結果の報告をさせていただきます。

続きまして、それでは、監査委員の水道事業会計決算審査の結果の報告を申
し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道管理者から審査に付され
ました平成25年度平群町水道事業会計決算の審査結果について、御報告をさ
せていただきます。

審査の意見書につきましては、議案と同時に皆さんに配付させていただいて
おります。

審査の概要は、その中の1ページに書かさせていただいたように、平成26
年6月25日から7月25日までの期間、審査に当たりました。また、水道庁
舎において、所要の現地審査も行いました。さらに、毎月実施している例月出
納検査の検査事項も参考にした審査をいたしましたことを、あわせて御報告さ
せていただきます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法、水道法、平群町水道事業給水
条例等の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていることが認めら
れました。

なお、監査委員からの個別意見につきましては、11ページに結びとして記
載をしております。

次に、決算審査内容の概要につきまして、簡潔に御報告を申し上げます。

平成25年度の給水人口は1万9,493人と、前年度と比較して267人
の減少となっており、給水件数も7,678件と、前年度と比較して7件の減
少となりました。また、年間総配水量は226万1,519立方メートルで、
前年度に比べ1万8,826立方メートル減少し、有収水量は202万3,4
23立方メートルで、前年度に比べ2万3,568立方メートル減少となっ
ており、有収率は89.5%と、前年度と比較し0.3ポイントの低下となっ
ております。

給水収益は4億2,242万5,685円と、前年度と比較して510万8,
716円の減少となりました。さらに、営業外収益や営業外費用、特別損失を
それぞれ計上した結果、1,191万143円の当年度純利益が計上されてお

ります。

この点、平成24年度決算が平成14年度以降10年振りの赤字決算になったことに比べ、平成25年度の決算は1,191万143円の純利益となる黒字決算となりました。この主な要因は、営業外収益では給水工事負担金が増加したことと、営業費用については、県水の受水単価の改正により受水費が減少したことなどが考えられます。

今後、水道施設の老朽化やセキュリティの面等において、施設の維持管理費用がさらに必要となるため、現在の自己水供給に係る維持経費と施設管理上のあり方について、公営企業としての経営改善が強く求められていることを指摘をしておきます。

次に、決算審査に当たった結果、以下の点について改善を図るよう要望いたしました。

まず、水道料金の未収金問題については、従前から町水道料金等滞納整理事務取扱要綱を遵守し、事務を執行するよう指摘してきたところです。最近では、担当課の努力により、納付確約を守らない悪質な滞納常習者と判断されるケースについては、水道を閉栓することによる給水停止の実施等の対応がなされ、徐々にではあるものの改善が見受けられ、今後も、引き続き、より迅速な対応が求められています。平成25年度の不能欠損は12万2,797円であります。過年度分・現年度分を合わせた未収金は1,038万9,739円を計上しています。その多くは水道料金の未収金問題を山積みにした結果と言えます。水道事業者は、誠実な水道利用者との負担の公平性という視点を忘れてはならない。

よって、未回収の水道料金のさらなる徴収強化に取り組むよう強く要望いたします。また、万一、不能欠損の処理をせざるを得ない場合、明確なプロセスを踏み、水道料金を支払っている水道利用者の納得が得られるような最大限の努力をすべきであります。

最後に、水道事業者は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を教訓に、常に災害時における速やかな応急復旧の対策を講じることを念頭に、今後、南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、大規模な災害や事故に強いライフラインとして、危機管理体制の強化に努めることをまずもって要望いたします。

そのためにも、有事の際に対応できる水道施設の更新を積極的に実施することができるよう計画を立て、安定的な経営基盤を確立することが必要であります。また、少子高齢化による給水人口の減少、節水意識の向上、節水機器の普及等により、給水収益の大幅な増加は期待できないことから、未収金の徴収はもとより有収率の向上等に努力され、公営企業の経営意識に徹し、より一層

の合理的かつ効率的な経営を目指し、町民生活の向上と福祉の増進に寄与されることとともに、安全で安心かつ良質な水の安定供給に努められるように要望いたしまして、監査委員の決算審査結果の報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長

ありがとうございました。

17時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 5時10分)

再 開 (午後 5時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

これより本案11件に対する質疑に入ります。

まず、認定第1号 平成25年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑に入ります。はい、繁田君。

○11番

すみません。質疑ではないんですけども、特別委員会に提出していただきたい資料の請求をさせていただきたいと思います。

附属資料の中の9ページのところに、地方債現在残高調書ということで、一応平成25年度末現在高については金額が明示をされているんですけども、今後の償還計画についての資料の提出をさせていただきたいと思います。どういう形で今後償還されるのかということですね、それについての資料をお願いいたします。当然のことながら、この年度以降に発生する起債については記入ができないわけですけども、現在高についての償還計画をお願いいたします。

○議長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま繁田議員のほうより資料請求ございました地方債の償還計画、いわゆる公債費の償還という部分で、償還の償還表につきまして、作成をさせていただきまして、来週ですか、予算審査特別委員会のほうに御提出をさせていただきたいと存じます。基本的には普通会計ベースということできくりをしてお

りますので、普通会計ベースの償還計画ということで御提出をさせていただいたらと存じます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

いまの普通会計ベースもええんやけど、別に下水道会計の公債費とかですね、それについても、全てのもんについての償還、年度末時点での予定やね、今後増えたりするから当然変わってくると思いますが、25年度末現在での償還見込み、一緒に出してもらえますか。

それから、ずうっと言いますけれども、もうきょうは時間が遅いからあんまり質問したくないので、資料だけ言いますが、49ページの防犯対策費、事業・業務委託料の防犯灯設置補助金208万8,000円の内訳の資料、それから、65ページの乳幼児医療費の、この間、制度を町としても、ことし4月から高1までになってますので、平成23年から25年の、高1のはことしからですから関係ないんですが、23年から25年の通院、入院の明細、それは金額的なもんとしての明細です。それから、87ページの塵芥処理費、不燃物処理委託料の、これはいつも要求してるもんなんですが、項目別明細と委託単価、それから土木費、99ページ、道路橋梁費の測量設計委託料1,188万9,000円、これの事業明細、それから同じく99ページの道路橋梁費、調査委託料1,680万1,000円の事業明細、同じく道路橋梁費の維持補修工事費の1億1,487万6,000円の事業明細、それから、歳入は住宅の、いつもこれも出してもらってると思うんですけど、町営住宅と改良住宅の調定額、それから収入額がわかるものですね、これは25年度だけで結構です、それまでのやつは以前いただいたと思いますので。それだけ資料をお願いしたいのですが、いけますか。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

住民生活課の分で資料請求がございました。防犯対策費、防犯灯の設置補助金、並びに塵芥処理費の不燃物処理委託料の項目別明細と委託単価ですか、資料を提出させていただきます。

以上です。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

65ページ、乳幼児医療費の入通院にかかわる明細ということでございました。資料として提出をさせていただきます。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

道路橋梁費、道路新設改良費の測量設計委託料、それと調査委託料、工事請負費の維持補修工事、それぞれの内訳明細について、提出をさせていただきます。

それと、歳入でございますが、町営住宅、それと改良住宅の平成25年度分の調定額と収入済額のわかる資料ということで、これも提出をさせていただきます。

○議長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

公債費の償還でございますが、下水道事業についての起債の償還ベースということでございます。これにつきましても、ちょっと事業担当課のほうと協議をさせていただきますして、償還表のほうを御提出させていただくようにいたします。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

決算審査特別委員会の資料請求をさせていただきます。

防災備蓄品ですけれども、いま現在、10カ所の分散備蓄をしていただいておりますが、10カ所の保管場所ごとの防災備蓄品の在庫状況の一覧を、現時点での一覧を出していただきたいと思っております。

それから、2点目は、各がん検診及び特定健診も含みまして、この受診率、約5年間の受診率の推移を出していただきたいと思っております。あわせて、そのがん検診の無料クーポンの利用率の一覧もお出し願いたいと思っております。

○議長

はい、総務防災課参事。

○総務防災課参事

防災備蓄品の資料ですね、提出させていただきます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

がん検診及び特定健診の5年間の受診率ということと、それから無料クーポンの利用率ですね、資料として提出させていただきます。

○議長

窪君。

○8番

1点、お尋ねをしたいんですけれども、いま、本町も健康寿命奈良県一を目指して、いろんな角度でボランティアの皆様とともに取り組みをしていただいておりますが、その中でも1点、禁煙対策についてお尋ねをいたしたいと思います。たまたま本日が、毎月第1金曜日となりまして、平群町禁煙デーと、本町として取り組みをされておられますが、プリズムとかは敷地内禁煙等々でされておりますが、施設管理者にお尋ねをしたいと思います。本町役場の本庁舎のこの禁煙デー、月1回の禁煙デーの取り組みにつきまして、どのような取り組みをされてるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、禁煙ということにつきましては、本町庁舎におきましてもですね、労働安全衛生委員会等ででもいろいろ、いままでも議論してまいりました。本庁につきましては、敷地内禁煙というところまではしておりませんで、分煙という形で、喫煙場所については指定しております。いままででしたら、役場の来庁者につきましても火を消してもらおうという意味でも、役場の入り口3カ所に灰皿を置いておったんですけども、それにつきましても、既に3カ所の灰皿につきましては完全に撤去するというので、分煙につきましては、喫煙の指定場所以外では吸えないという形で取り組んでおります。

また、第1金曜日が禁煙デーになっておることにつきましても、庁舎全体につきまして、毎月、庁舎内の防災無線と言いますか、庁舎内の無線の中では周知はいたしております。ただ、喫煙場所につきましてはそういったことも、現在はそこまで、周知というところまででき得ないところではございますけれども、また今後、労働安全衛生委員会等々でも議論いたしましてですね、まずはその喫煙場所に禁煙デーであるということの啓発と言いますか、PRという形での、そういったことから取り組みたいと考えております。

○議長

窪君。

○ 8 番

平群町みずからが第1金曜日を禁煙デーと設定されて、住民の皆様にはアピールを、周知をされているという立場でございますので、やはり職員の皆様のやっぱり健康も大事であります。町長も副町長も禁煙をされているということは、先日お聞きをしております。しかし、やはり皆さんの健康が第一でありますので、やはり喫煙者の権利も守らないといけないと思っておりますけれども、やはり月1回でございますので、住民の皆さんは見てないようで見られております。また、そのボランティアの皆さんが月1回、街宣車で平群町の役場にも来ていただいておりますので、どうか、本当に難しい問題だと思っておりますが、やはり住民に範を示す意味で、職員の皆さんがまずきっちりこの1回だけはまず守ると、また敷地内、いろんな取り組みも今後検討されると思っておりますけれども、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

○ 議 長

はい、繁田君。

○ 1 1 番

資料の請求をもう2点ほどお願いしておきたいと思っております。

斎場の使用状況なんですけれども、一応成果報告の中で数値は上げてきておられるんですけれども、去年出していただいたみたいな形で、斎場の使用状況がわかるような資料を提出をしていただきたいと思います。

それとですね、歳入のほうで、土地売払収入、財産はどこやったかな、財産売払収入として29ページに決算数値が上がっています。平成25年度は20万円の実績ということだったんですけれども、これ、計画ではですね、当初では8,000万ほどの予定がされてたんですね。やったかな。一応、計画と、それから予価と実績がわかるような表を作成していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 議 長

はい、住民生活課長。

○ 住民生活課長

斎場の使用状況の資料、提出させていただくようにします。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

土地売払収入でございますが、当初の計画しておりました箇所なり、金額と、今回、決算書に載っております実績の部分と比較ができるようなものというこ

とで、資料のほう、作成させて、提出させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。森田君。

○4 番

資料をお願いしたいんですけども、毎度申し上げてるんですけども、先ほども話にありましたが、土地を貸す場合の話は聞いたんですけども、借りるときの土地借上料が1,574万2,000円で、その内訳、先ほども何か条例では、貸すときは条例あるんですけども、それと同じような扱いですという話だったんですけども、それがわかるように。

それとですね、非常に、電算委託費なるものが各款とか項で出ているんですよ。その内容がわかるようにですね、どんな業務に、書いておられるんですけども、その相手先も含めて、どこの会社に委託してるんだと、その資料と、もう一つは、建物、施設ごとの電気、いま節電とかいう、関電の関係でいろいろ言われてるんですけども、建物、施設ごとの電気使用量とお金ですね、金額。決算書を見たら、予算より下がってるところもあるんですよ、実際。電気料金って、水熱光何やら費というのが下がってる項もございますので、その辺の資料をお出しできませんでしょうか。

○議 長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の資料請求の1点目でございますが、土地の賃料の一覧表でございます。これにつきましては、資料として取りまとめさせていただきます、御提出をさせていただきます。

2点目の電算委託料でございますが、全庁的な部分ということでの御請求であったかなというふうに理解をしております。ちょっと全庁的な部分、まだ各予算項目の中で取りまとめできてないと言いますか、つかみ切れる範囲の中で努力させていただきます、委員会のほうに御提出をさせていただくということで、よろしく願いをいたします。

○議 長

森田君。

○4 番

どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

森田議員さんの資料請求につきましてですね、各建物、施設ごとの電気使用量と金額という形で、これも全課にまたがるものでございます。一定の様式で、全課のほうに様式を投げかけまして、そこへまとめるという形で取りまとめたと思います。電気の使用量といわゆる金額という2点につきまして、まとめさせて、提出させていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

よろしくお願いたします。

もう1点だけ資料請求をお願いしたいと思うんですけども、私、議員になりましてですね、ことしで7年目かな、8年かな、なるんですけども、庁舎内を見ても空きスペースがないということは、人が減ってないように見受けられるわけですね。空きスペースが出てない。それはですね、人が減ってないように私は思うんですけども、その人の関係ですね、人数と金額の推移が、人件費の推移がわかるような資料をお出しいただけませんかでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問でございます。一応、本庁内での人数の推移という形で、本庁内の金額といってもなかなか出しにくいんですけども、全体ではなくて、本庁内に限った人数と、それから金額面での推移ということでの資料ということですか。

○議 長

森田君。

○4 番

だけど、プリズムにでも健康保険課の方がいらっしゃるわけじゃないですか。だから全部、建物の中に入ってるんじゃないかと、健康保険課なんかは逆にプリズムに行っておられるんでしょうっていうんですよ。そのカウントは健康保険課で何かまとめておられるんじゃないですか、健康保険とかそういうところで。だから、全体で結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、全体での職員の人数での推移がわかるような金額、それから人数という形で、ここ数年ぐらい……。

○ 4 番

そう。

○総務防災課長

はい、わかりました。出させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

続いて、認定第2号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号についての質疑を終わります。

続いて、認定第3号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。窪君。

○ 8 番

すみません。資料請求1点させていただきたいと思います。

先ほど少し申しましたが、特定健診の受診率のここ数年間の推移ですね、特定健診受診率の推移の一覧をお願いしたいと思います。

○議 長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど言いましたように、出させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

続いて、認定第4号 平成25年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。

続いて、認定第5号 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続いて、認定第6号 平成25年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第6号について質疑を終わります。

続いて、認定第7号 平成25年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。繁田君。

○11番

これも資料の提出をお願いしておきたいと思います。

平成25年度の当初予算の審査のときに提出していただいております資料28なんですけれども、介護給付費計画実績比較ということで、経年報告ですね、3年間の分、出していただいております。この様式に準じて、25年度の決算数値、それから、26年度の計画値と当初予算額を入れた表をお願いしたいと思います。

それと、この同じ資料集の次のページ、32ページなんですけれども、グラフで非常にわかりやすいグラフになっております。介護給付費比較ということで、このグラフですね、これに準じた形で、25年度決算数値を入れて資料として出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

念のために再度確認をさせていただいて、資料としてまとめさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第7号についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号 平成25年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 平成25年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○6番

これについてはですね、資料として、平成20年度からの町内の対象者の人数と1人当たりの保険料を出していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

平成20年度からの対象者の人数と保険料ということで、提出させていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続いて、認定第10号 平成25年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第10号についての質疑を終わります。

続いて、認定第11号 平成25年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第11号についての質疑を終わります。

本案11件に対する質疑をこれで終結いたします。

お諮りします。

本案11件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に戎井君、副委員長に下中君をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。御多忙のところ、恐縮でございますが、9日、10日の決算審査特別委員会、よろしくお願いいたします。

日程第30 認定第12号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

認定第12号 提案理由説明

○議長

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。監査委員。

○監査委員（馬本隆夫）

それでは、西和消防組合一般会計決算審査結果の報告を申し上げます。

この決算審査は、西和消防組合が解散となったことに伴う、平成26年3月31日での打切り決算であり、出納整理期間がない通常とは異なった決算となっています。このため、審査に当たり決算書及び関係書類の正確性の検証を中心に地方自治法第233条第2項及び奈良県広域消防組合同規約附則2項の規定に基づき構成7町、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町、王寺町の各監査委員により行ったものであります。

決算審査の意見書については、既に皆さんのお手元に議案と一緒に配付していただいておりますので、概要につきましては簡略に報告をさせていただきます。

審査の実施日及び場所は、平成26年7月16日、西和消防署において審査を実施いたしました。

審査の方法については、町長から送付された一般会計歳入歳出決算書及びその他関係書類の計数的な正確性の検証及び西和消防署職員による説明を聴取し、

審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算及び同法241条第5項の規定により、審査に付された西和消防組合財政調整基金の運用状況を示す書類を審査した結果、いずれも計数的に正確であり内容も正当なものであると認めます。

今後は、業務を引き継いだ奈良県広域消防組合において、地域住民の生命と財産を守るべく、従来にも増して安心して暮らせる充実した消防業務及び救急業務に努められるよう要望いたします。

以上、決算審査の意見として御報告をさせていただきます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

21ページですね、余り細かいこと言ってもほかのことがちょっとわかりませんので、21ページの実質収支1億748万4,000円は、このお金はどこへ行くんでしょうか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

実質収支の1億700万のお金でございます。この分につきましてはですね、平成26年の3月31日をもって打ち切られた決算でございますので、まだ未払い分がございます。その未払い分をですね、西和消防組合の特別会計でお支払いをした後ですね、一応西和消防組合の特別会計の基金に積み立てられると、このように聞いております。

○議長

森田君。

○4番

未払い金があるからこれだけ計上して、その残ったお金をまた基金に積み立てるといえることですか。これ、1億七百万何がしかの金額がありまして、未払い金があって、それを差し引いた残りを新しい消防組合の基金ということなんですかね。普通であれば、企業なんかでしたら、もうそんなんも清算して、全部チャラにして構成員に返すというのが一般的だと思うんですけども、なぜそういうことになってるんでしょうか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

今後の臨時的な支払いとか、西和消防組合として自賄いということですね、財政調整基金ということではありませんねけど、西和消防組合事業基金の積立金としてですね、安定的な財政運営や予算執行を図るためにされるということで、条例に従いまして西和消防事業基金として活用していくというふうにお聞きをしております。

○議長

森田君。

○4番

もう決算から5カ月たっておりますが、もうそんなん、執行は全て終わってると言うんですけども、実質残ってるのは幾らなんですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

3月末で打ち切られました決算のほかですね、未払い金が2,872万33円が含まれておるということで、この金額を引いた金額が剰余金として残ったということでございます。

○議長

ほかにありませんか。山口君。

○6番

いろいろあるんですけどね。一つは、基金5億7,749万9,799円、全額取り崩したという説明でした。これ、全額取り崩したのに、平群町は6,000万ちょっと、案分でいただいておりますが、返してもらってありますが、それ全部足してもですね、還付されたのは4億3,581万4,405円、これを7町で案分したわけですね。だから、あと残り1億4,000万は一体どうなったのか、それを説明していただけますか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

いまの御質問でございます。まずですね、25年の4月にですね、基金総額が5億7,672万4,203円ございました。これにですね、10月分の預金利息77万5,596円を足しましてですね、それと、10月にですね、これは当初予算から予定をされておりました基金の繰り入れということで7,450万円を取り崩しまして、これで事業執行をしております。なお、3月に西

和消防組合が解散されるということでですね、組合債の繰り上げ償還6,823万9,545円をですね、繰り上げ償還するために取り崩しを行いました。それと、3月に預金利息として105万4,151円が入りますので、この金額も合わせてですね、残額にこの預金利息を合わせた分で、7町還付金といたしまして4億3,581万4,405円を各町が納めました分担金率に応じて還付をしたということでございます。

○議長

山口君。

○6番

あのね、非常にわかりにくい。僕は事前に河合町から聞きました。河合町はもう審議終わってるんですね。うちの河合町の議員から資料を送ってもらって、幾ら考えてもわからないのが、いま参事が説明した、合計で5億7,750万ほどあると、ほんで、繰り上げ償還はわかります。六千八百何がしの繰り上げ償還ね。これは、引くのはわかります。満期利息が3月23日に、最終的に、要するに、解約したときに利息が105万ほど入ったと、これ足すのもわかります。わからんのが、当初予算で上げてた7,450万は、これは別だと言うて引いてるんですね。考え方は多分、当初予算で予定してるから、それも含めた25年度の予算なんで、これは別もんだと言うて、引いて各町に払ってるんですね。年度内ならそれでいいんです。さっき森田議員から質問あったように、結果として1億700万、金余ったわけでしょう。まだ未払いがある、それが二千何百万っていう話ですから、それ引いても7,000万から8,000万の金があるわけでしょう。それを基金に積み立てるって言うたって、あとはもう全然こっちはわからんわけじゃないですか。いままでもわからんかったんやけどね。でも、いままでは7町の議長も入って、議会を構成してですね、当然、決算、予算、決算の認定もされてたわけです。でも、今回、こんで終わりですよ。あとは奈良県広域消防ですからね。ただ、その中に、いま、特別会計っていう話が出てきたから、特別会計ができるわけでしょう、自賄いっていうのがあるから。ただ、それは全くチェックできないですよ、基本的に。それも含めて広域がやる、奈良県広域消防の議会がやるということになるんだけど、ほとんどもう形式的なものにならざるを得ない。そこを危惧する。それやのに、今回、打切り決算と称して、これだけ見たらさっぱり何もわからんような資料だけ出してきてですよ、7町の議会で審議して認定しろっていうね、その姿勢がまず間違ってる。いま言うたって、これ、いま僕と橋本参事としゃべってたって、資料なかったら全くわからんわけでしょう。だって105万5,000円ってどこにも出てこないですよ、これ、さっきの利息の話は。どこにも出て

こない。でも、それも含めて各町に還付してるんでしょう。3月31日までに平群町にお金入ってるわけでしょう。だから、その辺がね、さっき森田さんから出てた、じゃあ、通常決算やったら幾らなのかということも含めて全てを、一旦解散するんだったら、全てを7町で分けてですね、建物、財産とかはね、そんなんは分けようないですし、今後使うということもあるからまだわかるんですけれども、こういう現金類についてはですね、全て一旦分けてですね、自賄いならまたまた金要るわけでしょう。自賄いなら西和7町で、自賄いの分はもう一切平群町は出さなくていいんですか。奈良県広域の本体にだけお金を出すんですか。そっちで取って、そっちへ分けんのかもわかんないですけれども。ただ、今後も調整は必要になってくるわけでしょう、西和消防として一定残るわけですから、消防署として残るわけですから、7町で、王寺の町長が責任者で残るわけでしょう。だから、そのことも含めてね、このようなやり方が本当にいいのか、疑問に思うんです。そのことは別にして、7,450万、何で別なのか説明してください。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

7,450万円の基金の繰り入れについてでございます。平成25年度予算の当初編成につきましてはですね、消防広域化を見据えまして、各事業について必要最小限の予算計上になったというふうにお聞きをしています。そのような中で、財政調整基金の繰り入れによりましてですね、各7町の構成町の分担金を抑制したというふうに聞いております。

またですね、この7,450万の繰り入れというのはですね、この金額を繰り入れた上での予算編成ということですね、予算執行の上で必要な繰り入れであったというふうに西和消防から聞いております。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

それも説明になってないでしょう。予算は予算で、予算組むときに7,450万ぐらい基金から崩して、全体の分担金もちよっと低くしましよと、それはわかりますよ。でも、じゃあ、実際、決算で、打切り決算とはいえですよ、1億700万余ったわけでしょう。7,450万よりずっと多いじゃないですか。さっき言った未払いのやつ引いたってとんとんぐらいになるじゃないですか。なら、何で必要やって、こうなんのか、そこがわかんない。でしょう。こ

これはもう橋本参事と議論したって、何で消防が来ないのか不思議で仕方がない。各7町、順番に回るべきでしょう、本来なら、説明できるように。だって、平群町わかんないもんね、そら。だから、ここで何ぼやったって、情けない話やけども、そういうことになるわけですよ。だから、そこんところが本当に不思議で仕方がないっていうのが1点、これは何ぼ言うたって答え返ってこないから、ただ、さっき言ったように、これはもう全然理由にならないですよ。この7,450万を基金取り崩しながらため込みのほうに残したというのは、理由にならないというふうに私は思います。

それから、次に公債費7,973万2,866円、当初予算より6,800万円増えた、これは解散に伴い繰り上げ償還6,800万あったから増えたわけですけども、これで、先ほど、組合債っていうのかな、西和消防としての起債はゼロになるんですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

組合債の御質問でございます。平成26年度3月末地方債残高は4,880万、西和特別会計予算として、公債費として残っております。内訳につきましてはですね、消防救急無線実施設計として290万円、消防救急デジタル無線整備事業として1,600万円、高規格救急車の購入で2,990万円、合計で4,880万でございます。これらの三つにつきましてはですね、交付税算入になる有利な起債であるというふうにお聞きをしています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

決算書を見ればですね、25年度新たに起債、組合債として4,590万円起こしてるわけですから、当然ゼロにならないっていうことになるんですけども、いまの話やったら、それはどういうふうにして返すの。それはもう、奈良県広域消防全体で見てくれるのか、これも自賄いでしょう、ここは。多分ここは自賄いやと思うんですよ。その辺、これからの会計なんてむちゃくちゃわけわかんないじゃないですか。誰がチェックしてどうすんのか。どこにも西和だけの議会、西和の議会ってないんですよ。だから、そこもこれだけ見てたらわからんし、じゃあ、さっきのお金はこういうのも含めて必要だからということできちっとですね、こういうことでこれだけの金を残すっていうふういきちっと説明していただければいいんだけど、そうはなっていないからね、そこも不

思議に思う点です。

それからね、この際、いままでからもこんなこと当たり前の話やったんでしょうけども、議長やったことないんで、全然予算書も決算書も見ることがなかったもんですからわからないので、この際聞いておきますが、もういまさら仕方がない話ですけど、報酬、これは定額かどうかというのと、定額でなければ費用弁償的なものなのか。特別職2人と議員2人は別ですよ。これは管理者と副管理者、それとあと議員っていうことなのか、ちょっとその辺の区分けも含めて説明していただけますか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

議員報酬の関係でございます。組合議会の議員につきましては年額でございます。議長については7万7,000円、副議長については6万6,000円、議員につきましては5万5,000円でございます。

次にですね、特別職の報酬でございます。特別職につきましては月額でございます。管理者は1万1,000円掛ける12カ月ということでございます。副管理者につきましては7,700円掛ける12カ月ということで、銀行振込みということになってございます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

わかりました。

それからですね、補償、補てん及び賠償金っていうのが846万4,195円出てるんですが、ほかの資料を見ると、組合債の繰り上げ償還に伴うっていうことなんですけどもね、繰り上げ償還するのに何で補償金要んのかな。平群町の場合、そんなん一切出してないですよ。その点はどういうことですかね。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

補償金の問題でございます。任意の繰り上げ償還に伴う補償金ということでありまして、借り手、貸し手、双方にとって繰り上げ償還による損失がないようにするために支払うものでありまして、補償金は一定の基準に従って算出されておりまして、ペナルティ的な要素は一切入っていないということでございます。

今回の繰り上げ償還は、西和消防組合が3月31日で解散、4月1日より奈良県広域消防組合として業務を引き継ぐために任意の繰り上げ償還となっておりまして、利息分の補償金額は3月の国債利回りから確定して割引率等を計算されているというふうにお聞きをしています。

通常償還に対しますその借り入れ先に対する利息の補償でありまして、約款等にも記載されております。借り入れ時の契約金利に対しまして、繰り上げ償還に伴う損失分を補填するものでありまして、繰り上げ償還につきましては通常、補償金は発生するというふう聞いております。

この補償金を支払ってもですね、繰り上げ償還をするほうが財政的に有利であるというふうに判断をされまして、実行したというふう聞いております。財政効果額もあったというふうにお聞きをしています。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

いや、要するに、繰り上げ償還して早く返すから、貸したほうは入ってくる金が減るから、それを補填するんですか。普通、市町村ではあんまり考えられないですよ。いままで私は聞いたことなかったけども、消防はそんな借金、そういう借り方するんですか。これ、解散しなかったら普通に返していったわけでしょう。まあまあまあ、それは、いまの話やったらこれを払っても、だって6,600万返すのに800万も補償金払うってすごいじゃないですか。金利、大体1%行くか行かんようなことで借るかえやっていると、これも納得できない話ですね。これ以上言ってもあきませんけども。

それからですね、次に消防業務費の負担金、補助金及び交付金で不用額が1,638万8,256円、これは年度末退職者の特別負担金が未執行、だから、3月に執行できなくて、打ち切りやから、4月になったからこうなったというふうに思うんですが、でも、退職金って4月になってから払うんですか。平群町でもそうですか。その点も含めてどうですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

退職金の関係でございます。退職金につきましてはですね、3月末で退職されましてもですね、その支払いについては3月以降にずれ込むというふう聞いております。

○議長

山口君。

○ 6 番

もうあとちょっとですので、我慢してくださいね。

3月31日解散で打切り決算をせざるを得なかったのか、そうしたほうがよかったのかどうかはわかりませんが、それです、これ、もし打切り決算をせずに、通常、さっき出てきたのは、要するに未払い金だけでしたけども、通常言うても、要は解散しなかったらという意味では本当はないんです。解散しなかったらじゃなくって、解散しても普通の決算をすれば収支はどうなっていたのかと。もちろん基金とか全部チャラにするということも含めてですよ。そうか、通常、解散しなかったらでもいいですから、ちょっとその辺はどういうふうな収支バランスになってたのか、説明できるなら説明していただけますか。

○ 議 長

総務防災課参事。

○ 総務防災課参事

いまの御質問でございます。通常決算となりましたらですね、財政調整基金の構成7町への返金等や組合債の繰り上げ償還がないものと思われまので、ですね、例えば歳入でございましたら、防災ヘリの負担金の後期分が入ってきたり、財政調整基金の繰入金がなくなったりですね、あと、地方債の借り入れ等々も、あと、また支払い等でも未払い金はまだ発生しませんので、もう全額払いということになります。あと、財政調整基金の積立金、あと基金還付金、それから公債費の補償金等もなくなりますのでですね、これらを差し引きますと、通常決算で申しますと3,800万程度の黒字決算になっただろうというふうに想定をしてるということでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

これは3月の予算でも聞いたんですが、もともと奈良県広域消防、広域になることで、総務関係の事務費が、消防本来の仕事とは別の事務のほうが統合できるので、全体として安くなると、各市町村の負担も軽減できると、軽減した上で消防力を強化できるっていう、こういう説明でずっと来てるわけですね。ところが、最初の1年目から、西和7町の場合は負担金が増えた。自賄い方式とかわけのわからんというか、なかなかわかりにくい形でやられることですね、そういうふうに負担が増えちゃったわけですが、この辺については3月の議会でも聞いて、いろいろ金が要るっていうような話だったわけですが、住民にとっては本当にね、住民の方は広域になること自体もあんまり知らされ

てなかったからあれですけども、結局ね、ここんところが一番問題なんですよ。ほんで、これね、今後、来年以降ですよ、自賄いも含めてどういうふうに積算されて、平群、特に西和7町は大体一緒の、増えたら増えるし、減ったら減るんでしょうけども、その辺、今後減っていくというのは間違いないんですか。これ以上増えることはないのかどうか、その点はどうなんですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

今後の負担金の推移ということでございます。非常に難しい問題ではございますが、聞いておるのは、全てが統合される平成33年度、ここからもう間違いなく下がるというふうに聞いております。ただ、いまはですね、まだ平成26年度につきましては、総務部門が統合されただけ、ほんで、平成28年度につきましては、通信指令部門が統合されるというふうに聞いております。ですので、順次ですね、スケールメリット等が発生して、分担金等も下がってくるというふうにお聞きをしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長

山口君。

○6番

もう質問終わりますけど、本来なら、西和消防のこの決算書を説明できる人が7町全部にやっぱり来るべきなんですよ。それは、議会から要請してがよかったのかどうかはちょっとわかりませんが、事前に、内々に聞いてたら、あんまり行けるような状況にないっていうようなことを聞いたもんですからね、私個人はですよ、議長には全然そんな話はしてませんからあれですけども、おかしい話やなど、こう思って、どこも来ないって初め聞いてたんです。さっきうちの斑鳩の議員来てましたけど、聞いたら、斑鳩は来るそうですよ。人口一番多いからかって聞いてたんですけどね。あそこは付託ですから、委員会に来るんだと思うんですけど、ちょっとこれって、私はちょっと問題やなど。よそも、もう河合は終わってますからね、来てませんよね。王寺も昨日やったと思いますわ。多分来ないって聞いてましたから。だから、そこんところね、ちょっと、町長もずっと、もう解散になったから別ですけど、副施設長でしたよね。そういう立場から言えば、ちょっと今後のこともありますしね、今後こんな決算認定を、これ、1回こっきりですから、平群町議会ですんのは、ないんですけども、ちょっと余りにもやり方がおかしいんじゃないかなんていうふうに思いますので、その点だけは指摘しておきます。

聞いた問題で、質問には答えていただきましたが、ほとんど納得してないと

いうことだけは申し述べておきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

先ほどから、質疑でも言いましたけれども、西和消防組合の最終決算の結果、黒字分1億円、後々いろいろあるみたいですがけれども、それが基本的には奈良県広域消防に引き継がれるということで、それがあるんですけれども、私としては、これまでデジタル化とか、いろいろさまざま今後のために積み立てた基金全部を取り崩しながらですね、その一部を基金としてまた残すというようなやり方をされたというのは、まず一つ納得できない。

それからですね、今後の広域消防がどうなるのかということも、これまでの7町よりさらに広い広域になることで、その運営についても住民からはなかなか目が届きにくい、また、各町の議会からも目が届きにくい、そのような問題。

それから、今後の経費負担がどのようになるのか、33年からは間違いなくって、こう答弁ありましたけれども、まだ6年も7年も先の話ですから、本来なら今年度からそういう効果が出るというような説明であったにもかかわらずそうはなっていない。決算でもそういうことが行われている。

こういうことは、議会として、私も議員として住民に対する最低限の責任、その辺をきちんと住民の皆さんに説明できる、そういう立場から言えばですね、打切り決算とはいえですね、また今後、西和特別会計なるものが出てくると、その具体的な中身も明らかにならない、そういう点では責任を持ってないということも含めてですね、また、先ほども言いましたように、実質的に各町の負担が増えているという問題もあるので、そういう点から、またきょうの答弁でもあったように、納得できるような答弁にならない、それは平群町の責任ではなくてですね、私は西和広域消防の責任でもあるというふうに思いますけれども、今回の審議からは、これがどうなのかっていう判断が適切にできない、またしよがないということからですね、この認定には反対をせざるを得ないということで、反対をさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。はい、森田君。

○4 番

いろいろ問題もあるにしても、もう相手がなくなっておりますのでですね、もうこれ以上どうすることもできないということですね、賛成をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより認定第12号について採決を行います。

本案については、原案どおり認定することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については、原案どおり認定されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 6時40分)